

村山市障がい者福祉プラン（第5次）

障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

山形県村山市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
I 計画策定の背景と趣旨	1
II 障がい者に関連する各種制度・法律等の動向	2
III 計画の位置づけ	3
IV SDGs (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) との関連	3
V 計画の期間	4
VI 計画の対象者	4
VII 計画策定の体制	5
1 アンケート調査による障がい者の意向把握	5
2 策定委員会による審議	5
3 パブリックコメントの実施	5
VIII 村山市の障がい者・障がい児の状況.....	6
1 村山市の人口と障がい者・障がい児数の推移	6
2 入所施設、通所施設、短期入所、グループホームの利用状況	13
3 アンケート結果から見える現状とニーズ	18
4 現行計画の振り返り	28
第2章 障がい者計画	30
I 基本理念	30
II 基本目標	30
III 施策の体系	31
IV 施策の展開	32
基本目標1 地域生活への移行と自立した生活を支える支援体制の整備	32
基本目標2 自立と社会参加の拡大	38
基本目標3 お互いが支え合う地域共生社会の推進	44
第3章 第7期障がい福祉計画	50
I 基本方針	50
II 成果目標	52
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	52
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	53
3 地域生活支援の充実	54
4 福祉施設から一般就労への移行等	55
5 相談支援体制の充実・強化等	56
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	57
III 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策	58
1 訪問系サービス	58
2 日中活動系サービス	59

3 居住系サービス	61
4 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	62
IV 地域生活支援事業の見込量と確保方策	63
1 必須事業	63
2 任意事業	70
第4章 第3期障がい児福祉計画	71
I 基本方針	71
II 成果目標	71
1 障がい児支援の提供体制の整備等	71
III 障がい児支援の見込量と確保方策	73
1 障がい児通所支援等	73
2 発達障がい児等に対する支援	75
第5章 計画の推進体制	76
I 障がい福祉サービス等の円滑な提供	76
1 制度の普及啓発と市民の理解の促進	76
2 関係機関との連携と障がい福祉サービス等見込量の確保	76
3 社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保	76
II 計画の進行管理	76
資料編	77
1 村山市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱	78
2 村山市障がい者福祉プラン策定委員会名簿	79
3 事務局	79

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

本市では、市の将来像やまちづくりの基本方針を定めた「第5次村山市総合計画（後期基本計画）（令和2年度から令和6年度）」に基づき、障がい者福祉分野においては「障がい者の自立を総合的に支援する」ことを基本施策としています。

我が国における障害者施策は、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の考え方に基づき、平成23年に障がい者施策の基本的な考え方を示す「障害者基本法」が改正されました。平成25年には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正し、障がい者の範囲に難病等を加え、難病の方もさまざまなサービスの受給が可能となりました。

また、近年では、国は地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、令和3年4月に施行されるなど、地域共生社会の取組の促進を図る法制度が改正されています。令和5年度を初年度とする障害者基本計画（第5次）でも、目指すべき社会像のひとつに「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会を掲げています。

本市においても、令和3年に「村山市障がい者福祉プラン（第4次）（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」を策定し、「支え合い 心通うまち むらやま」という基本理念のもとに障がい者施策を推進してきました。一方、前回計画の策定以降、国の法律・制度が改正され、社会情勢も変化しており、特に新型コロナウイルス感染症により障がい者の暮らしは大きな影響を受けることとなりました。

そのため、本市では、前回計画の計画期間終了にあたり、国の法律・制度の改正に対応し、かつ、本市に暮らす障がい者を取り巻く状況や課題、既存の取組の進捗等を把握した上で、計画を更新し、本市の障がい者施策をさらに推進していく必要があります。

以上を踏まえ、本市で進めるべき障がい者施策の方向性や目標を示した「村山市障がい者福祉プラン（第5次）（障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

Ⅱ 障がい者に関連する各種制度・法律等の動向

平成23年の障害者基本法改正以降、国においては以下のような経緯で国内法の整備、改正と国際条約の締結、発行、施行が進んできました。

■障がい者をめぐる主な社会動向

年 度	関連法令等	概 要
令和2年 (2020)	○「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）」制定、施行	・電話リレーサービスの制度化など
令和3年 (2021)	○改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」（令和6年4月1日施行）	・合理的配慮の提供が民間事業者を含め全面的に義務化など
	○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」	・医療的ケア児支援センターによる支援の充実など
令和4年 (2022)	○「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」制定、施行	・障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進など
	○改正「障害者総合支援法」成立（令和6年4月1日施行）	・地域生活や就労の支援の強化等による障がい者等の希望する生活を実現するための体制整備など
	○改正「児童福祉法」成立（令和6年4月1日施行）	・児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、障がい児施設の入所児童への自立支援の強化など
令和5年 (2023)	「障害者基本計画（第5次）」運用開始【計画期間：令和5年度～令和9年度】	

「障害者基本計画（第5次）」の方向性

国が策定した「障害者基本計画（第5次）」では、方向性に「社会情勢の変化」が追記され、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられています。

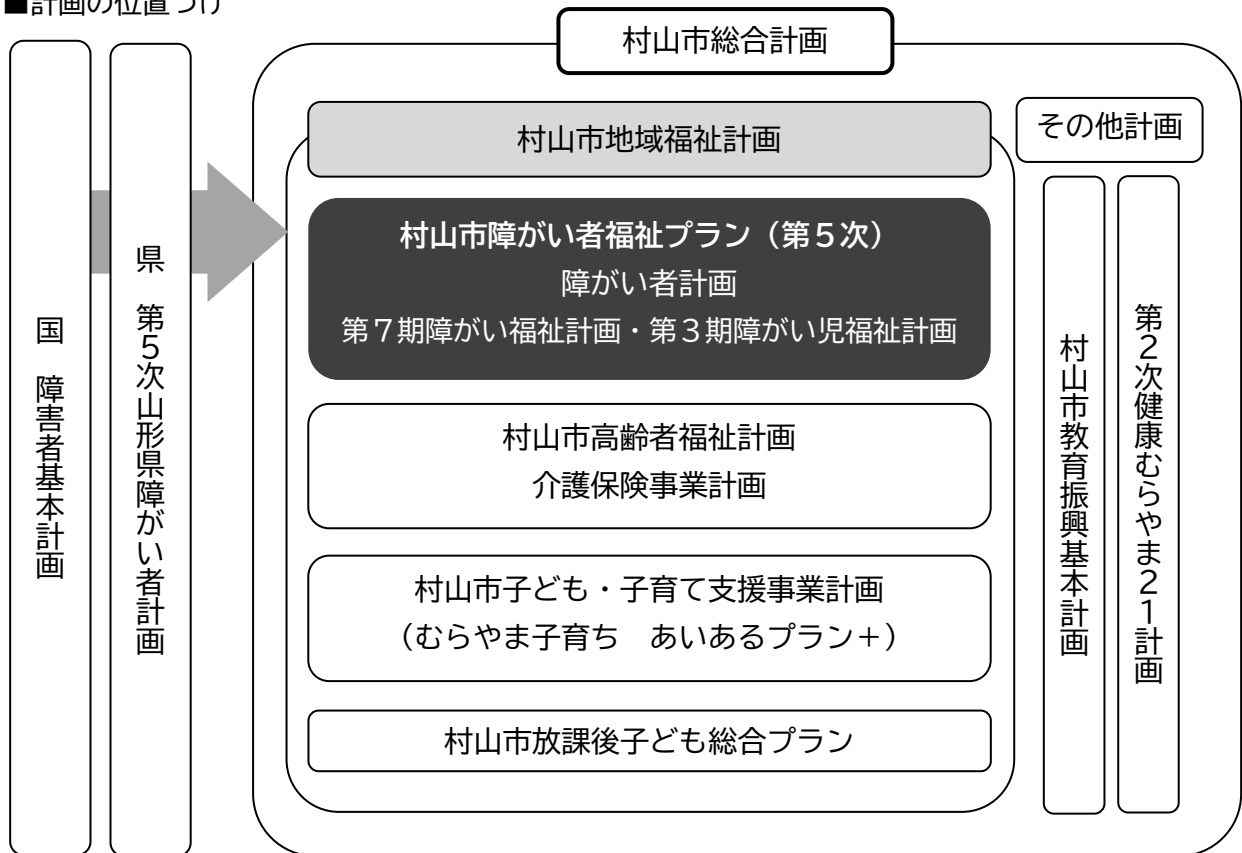
また、「各分野に共通する横断的視点」では、共生社会の実現に向けた情報アクセシビリティの向上、障がいのある女性、子ども及び高齢者等への配慮等の言及が追記されています。

Ⅲ 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法（第11条第3項）」に基づき、村山市が定める障がい者に関わるすべての施策の基本的方向を定める計画であるとともに、「障害者総合支援法（第88条第1項）」及び「児童福祉法（第33条の20）」に基づき定める、障がい福祉サービスなどの見込量やその確保策などを定める計画です。

本計画の策定にあたっては、国や県が定める基本指針等のほか、本市の最上位計画である「村山市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「村山市地域福祉計画」を踏まえ、他の関連計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ



Ⅳ SDGs（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）との関連

SDGs は「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12年（2030年）までの達成を目指す17の目標が掲げられています。

地方自治体は地域課題の解決や地域の活性化のために、地域資源を活用し、地域の旗振り役となってSDGsを推進していくことが期待されています。本計画においても、SDGsの基本目標を踏まえ、達成に向けて取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

V 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、国の障がい者（児）制度改革の動向及び社会情勢の急激な変化または新たなニーズ等に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者福祉プラン(第3次) (障がい者計画・ 第5期障がい者福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画)			障がい者福祉プラン(第4次) (障がい者計画・ 第6期障がい者福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画)			障がい者福祉プラン(第5次) (障がい者計画・ 第7期障がい者福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画)		

VI 計画の対象者

本計画における「障がい者」とは、改正「障害者基本法」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者など、障害者手帳所持の有無に関わらず、「障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方」とします。

また、共生社会（障がいの有無に関わらず、すべての方がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生をおくることができる社会）の実現のためには、すべての市民の理解と協力が必要になることから、本計画の直接の対象は「障がい者」ですが、全市民を対象とした計画とします。

Ⅶ 計画策定の体制

本計画は、次のような策定体制により、実施しました。

1 アンケート調査による障がい者の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）者（児）及び障害者手帳を所持していないものの、障がい児通所サービス等を利用している方を対象に、「障がい者の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

2 策定委員会による審議

障がい者（児）施策は、福祉に限らず、医療、保健、教育、就労等の幅広い分野において関わりをもつ必要があるため、計画策定にあたっては、医師、障がい者団体代表、障がい者（児）の福祉に関する事業等の従事者、障がい福祉サービスの利用者などで構成する「村山市障がい者福祉プラン策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

3 パブリックコメントの実施

策定委員会で議論された計画案を市ホームページ等で公表し、広く市民のみなさんのご意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。

VIII 村山市の障がい者・障がい児の状況

1 村山市の人口と障がい者・障がい児数の推移

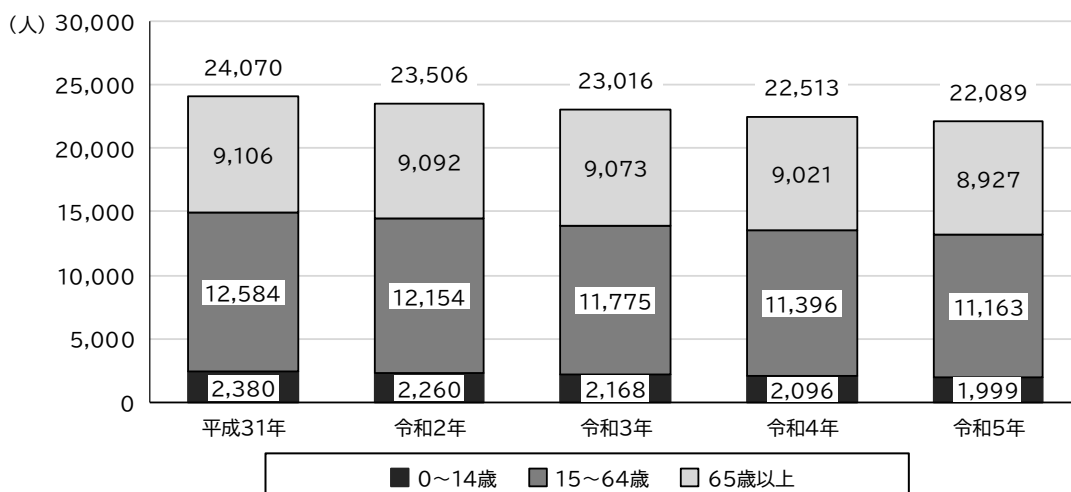
(1) 人口と世帯の状況

人口についてみると、本市の総人口は令和5年に22,089人となっており、年々減少傾向にあります。

年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）及び老年人口（65歳以上）の全ての区分において人口が減少しています。しかし、老年人口の減少は緩やかで、令和5年の人口に占める老年人口の割合は40.4%となっており、少子高齢化が進行している状態です。

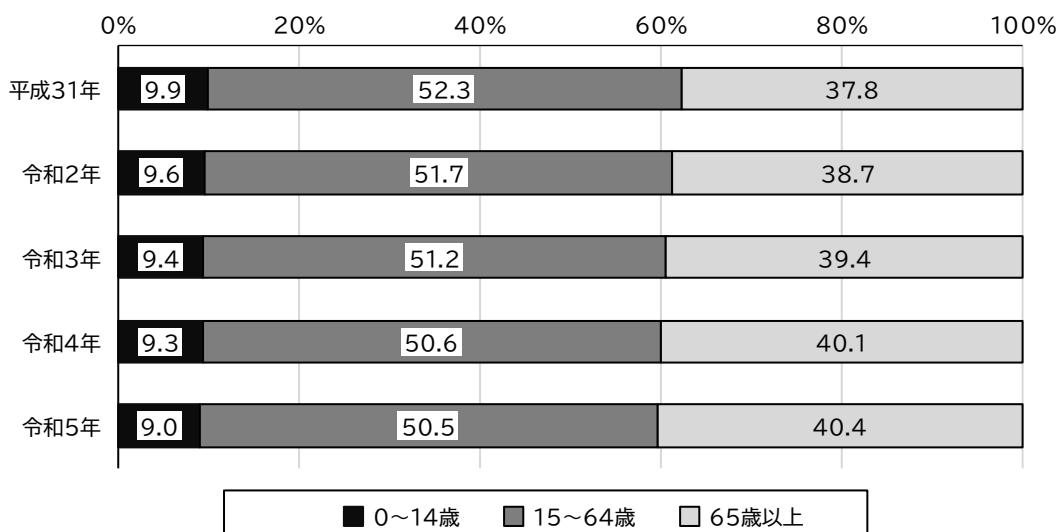
■年齢3区分別人口の推移

（各年4月1日現在）



■年齢3区分別人口の構成比の推移

（各年4月1日現在）

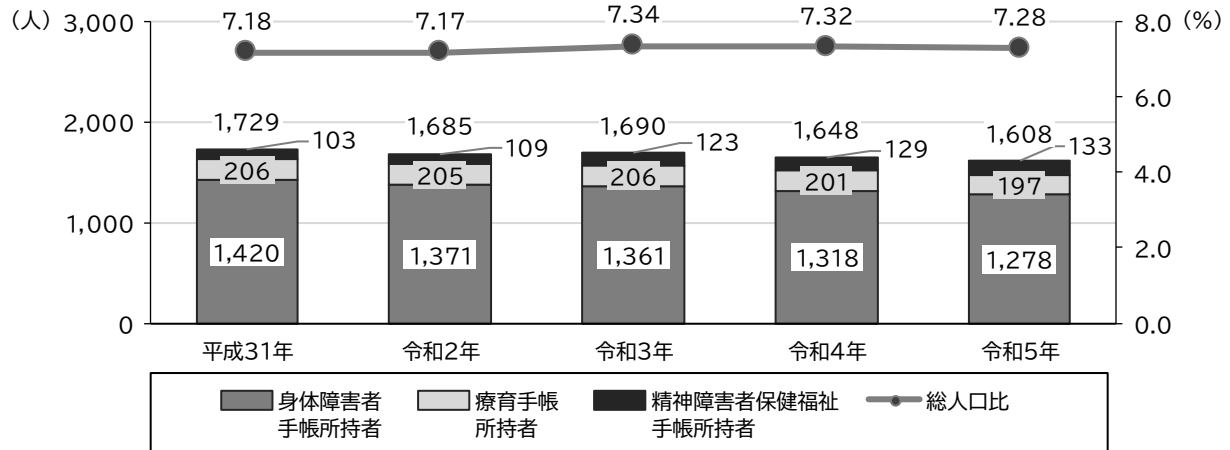


(2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年は1,608人となっています。総人口に占める割合は令和3年に上昇したものの、以降は緩やかに低下傾向がみられ、令和5年は7.28%となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

(各年4月1日現在)



(3) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者は減少しており、令和5年は1,278人となっています。

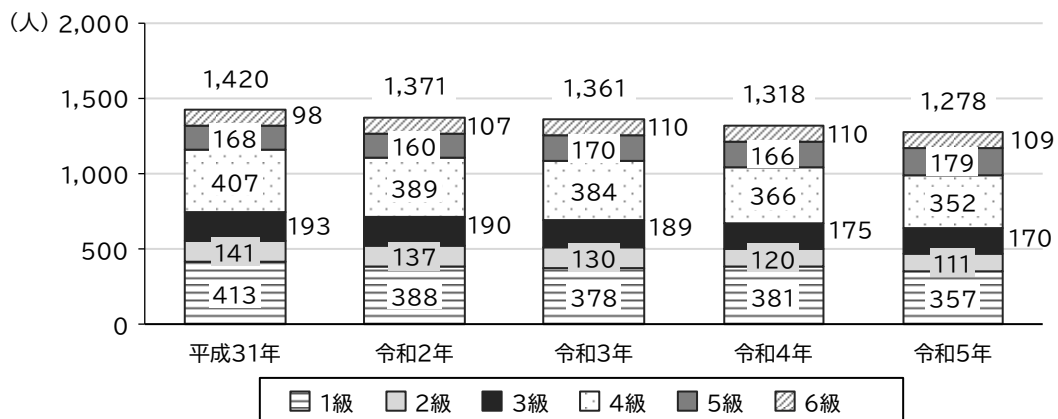
等級別でみると、1級が357人、4級が352人と最も多くなっています。また、重度障がい者とされる1・2級の障害者手帳所持者数は全体の36.6%を占めています。

障がい種類別では、肢体不自由が699人と最も多く、全体の54.7%を占めており、次いで、内部障がい者が359人となっています。その中でも心臓機能障がいが多くなっています。

年齢別構成をみると、令和5年は65歳以上が全体の81.5%を占めています。

■身体障がい者の等級別構成の推移

(各年4月1日現在)



■身体障がい者の等級別構成比の推移

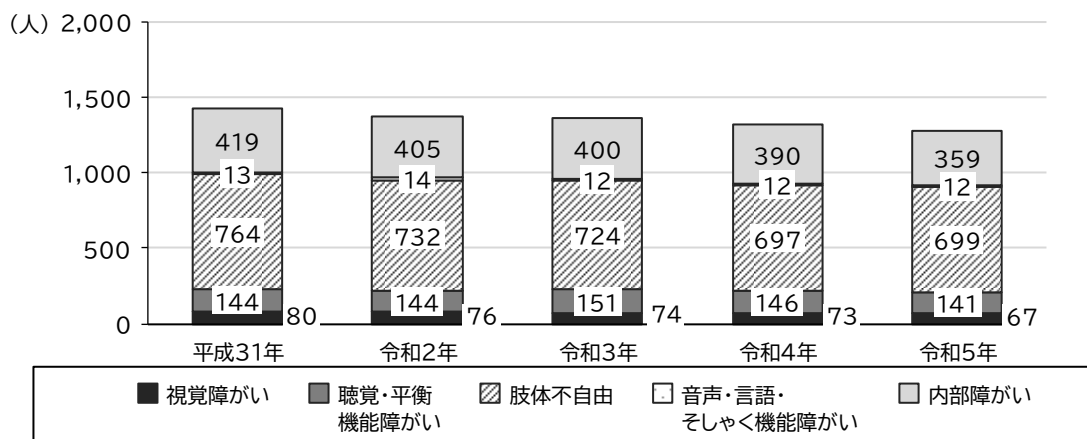
(各年4月1日現在、単位：%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	29.1	28.3	27.8	28.9	27.9
2級	9.9	10.0	9.6	9.1	8.7
3級	13.6	13.9	13.9	13.3	13.3
4級	28.7	28.4	28.2	27.8	27.5
5級	11.8	11.7	12.5	12.6	14.0
6級	6.9	7.8	8.1	8.3	8.5

※構成比は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

■身体障がい者の部位別構成の推移

(各年4月1日現在)



■身体障がい者の部位別構成比の推移

(各年4月1日現在、単位：%)

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障がい	5.6	5.5	5.4	5.5	5.2
聴覚・平衡機能障がい	10.1	10.5	11.1	11.1	11.0
肢体不自由	53.8	53.4	53.2	52.9	54.7
音声・言語・そしゃく機能障がい	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9
内部障がい	29.5	29.5	29.4	29.6	28.1
心臓機能障がい	18.7	19.0	18.9	19.0	18.5
じん臓機能障がい	5.2	5.3	5.5	6.0	5.6
呼吸器機能障がい	1.5	1.3	1.0	1.0	0.9
膀胱・直腸機能障がい	3.9	3.8	3.8	3.3	3.1
小腸機能障がい	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
肝臓機能障がい	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0

※構成比は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

■年齢別構成比

(令和5年4月1日現在、単位：%)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者	0.6%	17.9%	81.5%

(4) 知的障がい者の状況

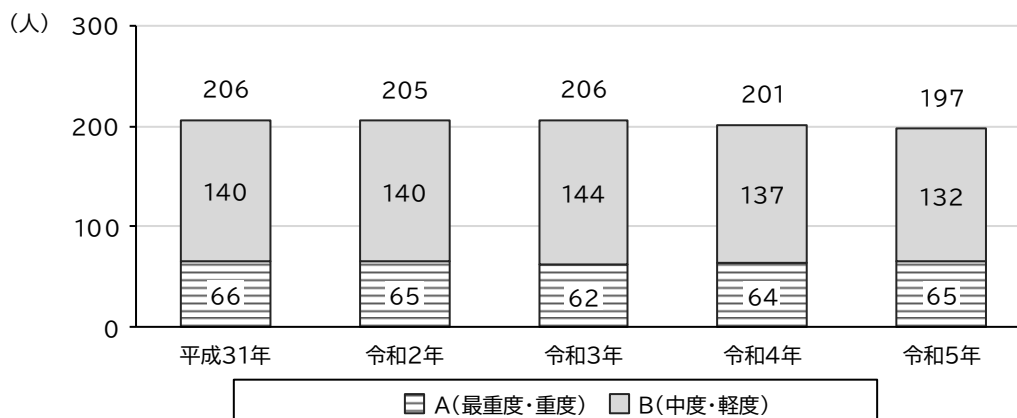
療育手帳の所持者は横ばいで推移しており、令和5年は197人となっています。

等級別にみると、令和5年はA(最重度・重度)が65人、B(中度・軽度)が132人となり、B(中度・軽度)は令和3年以降やや減少しています。

年齢別構成比をみると、18歳～64歳の割合が上昇しており、令和5年は69.0%となっています。

■知的障がい者の等級別構成の推移

(各年4月1日現在)



■知的障がい者の等級別構成比の推移

(各年4月1日現在、単位：%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A(最重度・重度)	32.0	31.7	30.1	31.8	33.0
B(中度・軽度)	68.0	68.3	69.9	68.2	67.0

■知的障がい者の年齢別構成比の推移

(各年4月1日現在、単位：%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	18.2	17.2	18.9	18.2	16.2
18～64歳	64.0	64.7	64.7	66.2	69.0
65歳以上	17.7	18.1	16.4	15.7	14.7

※構成比は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

(5) 精神障がい者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況

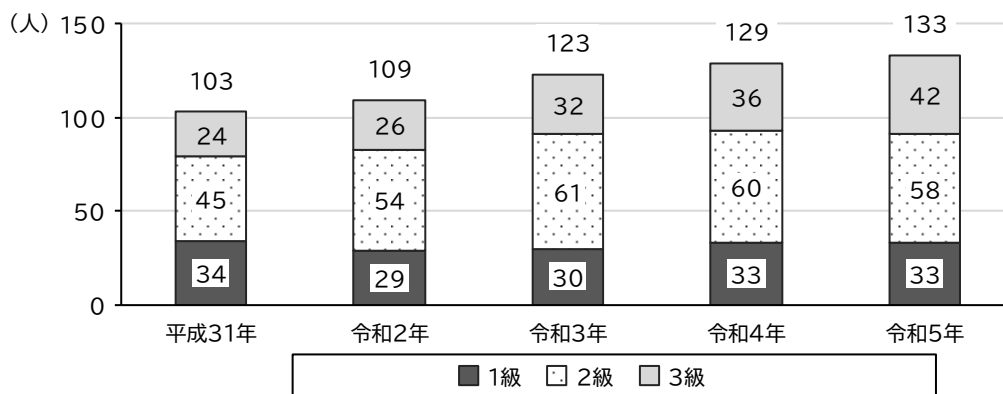
精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しており、令和5年は133人となっています。

等級別構成は2級が最も多く、令和5年は58人と全体の43.6%を占めています。また、3級が増加しています。

年齢別構成は、例年18～64歳の割合が80%前後と多数を占めています。

■精神障がい者の等級別構成の推移

(各年4月1日現在)



■精神障がい者の等級別構成比の推移

(各年4月1日現在、単位：%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	33.0	26.6	24.4	25.6	24.8
2級	43.7	49.5	49.6	46.5	43.6
3級	23.3	23.9	26.0	27.9	31.6

■精神障がい者の年齢別構成比の推移

(各年4月1日現在、単位：%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	0.9	0.8	1.6	0.0	0.0
18～64歳	81.6	79.2	77.3	77.4	80.4
65歳以上	17.5	20.0	21.1	22.6	19.6

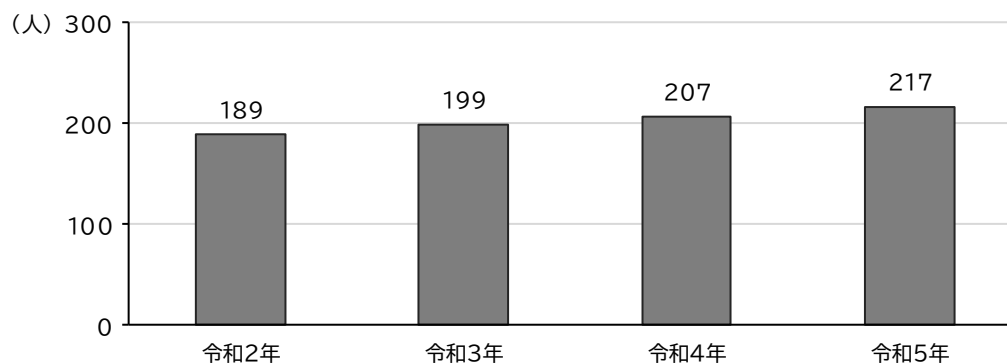
② 自立支援医療（精神通院）受給者

精神疾患の治療にかかる医療費を軽減する自立支援医療（精神通院）受給者数は増加しており、令和5年は217人となっています。

年齢別構成比をみると、令和5年は18～64歳が77.9%と多数を占めていますが、割合は低下傾向にあり、65歳以上の割合が上昇傾向にあります。

■自立支援医療（精神通院）受給者数年齢別構成

（各年4月1日現在）



■自立支援医療（精神通院）受給者の年齢別構成比の推移

（各年4月1日現在、単位：%）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	2.1	0.5	1.0	3.2
18～64歳	82.5	83.4	83.1	77.9
65歳以上	15.3	16.1	15.9	18.9

(6) 障害支援区分の認定状況

「障害者総合支援法」に基づくサービス利用における支給を、障がいや心身の状態などから必要とする支援の度合いを6段階に分けた障害支援区分の認定状況でみると、身体障がい者は33人で区分6が、知的障がい者は65人で区分4が、精神障がい者は13人で区分2が最も多くなっています。

■障害支援区分の認定状況

（令和5年4月1日現在、単位：人、%）

	合計	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体障がい者	33	1	2	5	1	2	22
(構成比)	(100.0)	(3.0)	(6.1)	(15.2)	(3.0)	(6.1)	(66.7)
知的障がい者	65	0	8	12	21	10	14
(構成比)	(100.0)	(0.0)	(12.3)	(18.5)	(32.3)	(15.4)	(21.5)
精神障がい者	13	0	8	4	1	0	0
(構成比)	(100.0)	(0.0)	(61.5)	(30.8)	(7.7)	(0.0)	(0.0)
合計	111	1	18	21	23	12	36
(構成比)	(100.0)	(0.9)	(16.2)	(18.9)	(20.7)	(10.8)	(32.4)

(7) 障がいのある児童・生徒の状況

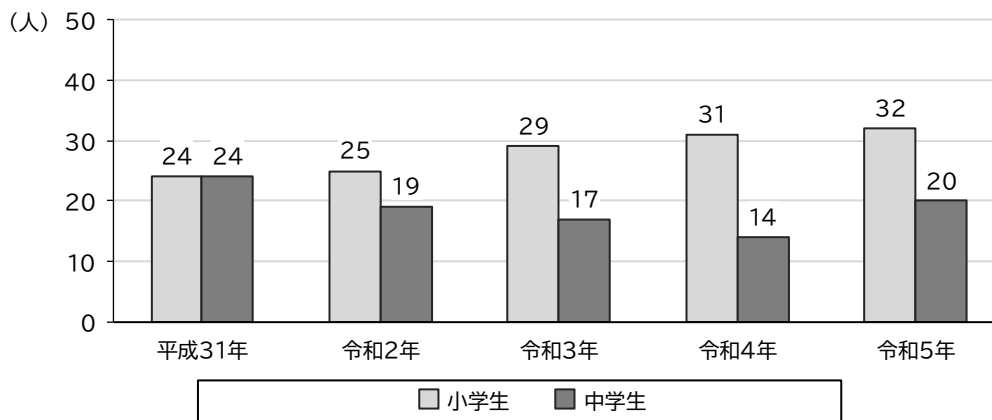
① 小・中学校特別支援学級の児童・生徒の状況

小学校の特別支援学級の児童・生徒数は増加しており、令和5年は32人となっています。

中学校の特別支援学級の児童・生徒数は、令和4年までは低下していましたが、令和5年は20人と前年よりも増加しています。

■小・中学校特別支援学級の児童・生徒数の推移

(各年4月1日現在)



■小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数の推移

(各年4月1日現在、単位：学級、人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	特別支援学級数	10	10	11	11	11
	児童・生徒数	24	25	29	31	32
	知的障がい	15	13	21	21	23
	情緒障がい	9	12	8	10	9
	病弱	0	0	0	0	0
中学校	特別支援学級数	6	5	4	4	5
	児童・生徒数	24	19	17	14	20
	知的障がい	16	14	14	10	14
	情緒障がい	7	5	3	4	6
	病弱	1	0	0	0	0

② 特別支援学校卒業後の進路の状況

特別支援学校卒業後の進路の状況をみると、令和4年度の卒業生の進路はいずれも福祉施設通所・在宅等となっています。

■特別支援学校卒業後の進路の状況の推移

(単位：人)

	平成30年度 卒業生	令和元年度 卒業生	令和2年度 卒業生	令和3年度 卒業生	令和4年度 卒業生
進学	0	0	0	0	0
就職	0	1	0	1	0
福祉施設通所・在宅等	1	3	0	4	7
合計	1	4	0	5	7

2 入所施設、通所施設、短期入所、グループホームの利用状況

(1) 障がい者入所施設

障がい者入所支援とは、自宅等での生活が困難な障がい者に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の日常生活に必要な支援を行います。

令和5年の入所者は38人で、令和2年(45人)よりも減少しています。

■障がい者入所施設の状況

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	種別	所在地	計
いきいきの郷	身体	山形市	2
山形県リハビリセンター	身体	山形市	1
光生園	身体	舟形町	8
仙台ワークキャンパス	身体	宮城県仙台市	1
新生園	知的	尾花沢市	13
水明苑	知的	大石田町	1
清流園	知的	戸沢村	3
山形育成園	知的	上山市	1
松風園	知的	米沢市	3
総合コロニー希望が丘(ひめゆり寮・まつのみ寮)	知的	川西町	5
合 計			38

(2) 障がい児入所施設

福祉型障がい児入所施設は、身体障がい、知的障がい、精神障がいにより入所を必要とする場合に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う施設です。医療型施設は、知的障がい、肢体不自由、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童が入所を必要とする場合に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与に加え、治療を行う施設です。

令和5年の入所者は4人で、令和2年(3人)と同程度となっています。

■障がい児入所施設の状況

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	種別	所在地	計
山形県立こども医療療育センター	医療型	上山市	3
やまなみ学園	福祉型	長井市	1
合 計			4

(3) 障がい者通所施設

障がい者が地域で自立した生活をおくるため、障がい者の特性に応じて日中活動を行う場として、就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、自立訓練、生活介護、療養介護等があります。

利用者数は、就労継続支援B型の利用が増加傾向にあります。

■就労継続支援A型

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
ピース楯岡	村山市	12
ピース大林	東根市	3
包徳	山形市	1
カイセイ	寒河江市	2
ピース五日町	新庄市	1
ピースしみず	新庄市	2
合 計		21

■就労継続支援B型 ※入所利用者は除く

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
わっしょい!	村山市	11
こすもすの家	東根市	15
大げやきの家	東根市	5
すまいるわーく	尾花沢市	3
ステップアップ霞城	山形市	1
じゃんぷ	山形市	1
のぞみの家	山形市	1
明星園	山形市	1
山形県リハビリセンター	山形市	1
公徳会若宮就労支援センター	山形市	1
ビバウェーブ美畑	山形市	1
ジョブタス天童	天童市	1
ピース天童	天童市	3
のどか	河北町	1
ピース河北	河北町	8
ひだまり	河北町	1
フロンティア	新庄市	1
たんぽぽ作業所	新庄市	1
ピース本町	新庄市	2
にじいろ	舟形町	2
アシスト	戸沢村	1
愛光園	鶴岡市	1
合 計		63

■就労移行支援 ※入所利用者は除く

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
ピース楯岡	村山市	1
わっしょい!	村山市	1
マックスアカデミー東根	東根市	1
ピース大林	東根市	1
合 計		4

■生活介護 ※入所利用者は除く

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
わっしょい!	村山市	11
ライフサポート縁	村山市	2
大げやきの家	東根市	3
ピースひがしね	東根市	2
あゆみケアセンター	山形市	1
明星園	山形市	2
まある	山形市	1
山形県リハビリセンター	山形市	1
山形県立総合療育訓練センター	上山市	1
天花	天童市	1
さくらんぼ共生園	寒河江市	2
合 計		27

■療養介護

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
山形病院	山形市	8
合 計		8

■障がい者通所施設種類別利用者数の推移

(各年4月1日現在、単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
就労A型	20	23	24	22	21
就労B型	47	53	55	59	63
就労移行	7	10	5	5	4
自立訓練	0	0	0	0	0
生活介護	20	29	28	26	27
療養介護	7	7	8	9	8
合 計	101	122	120	121	123

(4) 障がい児通所施設

障がい児の通所支援は、発達障がい、知的障がい及び身体障がいなどの障がいをもつ子どもたちが通うことのできる福祉サービス施設です。

令和5年の放課後等デイサービスの利用者は36人となり、令和2年(32人)よりも増加しています。児童発達支援の利用者は14人で、令和2年(18人)よりもやや少なくなっています。

■放課後等デイサービス

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
おひさま	村山市	10
たいよう	村山市	10
ライフサポート縁	村山市	6
キッズルームチャコ	東根市	1
マックスゼミナール	東根市	3
音楽なかまプリモ	山形市	2
セカンドハウス彩祐結	山形市	1
アーチ天童	天童市	1
ハーモニー天童	天童市	2
合 計		36

■児童発達支援

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
いずみ	村山市	12
ピースひがしね	東根市	2
合 計		14

(5) 短期入所

在宅で生活している障がい者(児)を介護している方が、一時的に介護を行うことが困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間を含めて入浴や排せつ、食事の介護等を支援します。

利用者は、令和2年以降は増加しており、令和5年は27人となっています。

■短期入所者の障がい種類別の推移

(各年4月1日現在、単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者	4	4	4	2	2
知的障がい者	13	12	13	15	19
精神障がい者	1	1	2	2	2
児童	4	3	3	4	4
合 計	22	20	22	23	27

(6) グループホーム

障がい者が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいで、地域生活の移行において重要な居住の場です。

令和5年の利用者は22人で、令和2年(32人)よりも減少しています。

■グループホーム

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	種別	所在地	利用者数
けやきの杜	知的	村山市	3
ねまりや	知的	尾花沢市	1
飯田荘	知的	山形市	1
明星園	知的	山形市	4
すまいる	知的	山形市	1
くぬぎ荘	精神	南陽市	1
ひなた	知的	寒河江市	1
希望が丘河北第1グループホーム	精神	河北町	1
あじさい館	知的	新庄市	1
ピース	精神	新庄市	6
すまいる	知的	戸沢村	1
愛光園	知的	鶴岡市	1
合 計			22

(7) 障がい児の就学状況

特別支援学校・養護学校等の児童・生徒数は、令和5年は21人で令和2年(36人)よりも減少しています。

特別支援学級の設置は、西郷小学校を除く全ての小中学校で設置しています。

■特別支援学校・養護学校等の児童・生徒数

(令和5年4月1日現在、単位:人)

施設名	所在地	計
楯岡特別支援学校	村山市	16
ゆきわり養護学校	上山市	3
山形養護学校	山形市	1
米沢養護学校	長井市	1
合 計		21

■特別支援学級の設置の有無

(令和5年4月1日現在、単位:人)

	学校名	設置の有無
小学校	楯岡小学校	有
	西郷小学校	無
	大久保小学校	有
	富本小学校	有
	戸沢小学校	有
	袖崎小学校	有
	富並小学校	有
中学校	楯岡中学校	有
	葉山中学校	有

3 アンケート結果から見える現状とニーズ

(1) 調査の目的

本調査は、令和6年度からの新たな「村山市障がい者福祉プラン(第5次)」の策定を行う際の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

(2) 調査の設計

項目	内容
ア 対象者	村山市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障がい児通所支援の利用者
イ 調査地域	村山市内全域
ウ 調査方法	郵送配布・郵送回収(一部、施設を通じた配布・回収)
エ 調査期間	令和5年11月11日～11月27日 (12月22日到着分まで集計対象)
オ 調査内容	①障がい者自身のことについて ②住まいや暮らしについて ③障がい福祉サービスなどの利用について ④日中活動や就労について ⑤周囲の方たちとのつながりについて ⑥災害時の避難や防犯について ⑦障がい者への理解や権利について ⑧市(県)等の取組について

(3) 回収結果

調査種別	①配布数(通)	②回収数(通)	③回収率(%)
障がい者(児)調査	700	377	53.9%

(4) アンケート結果

主なアンケート結果は以下のとおりです。

なお、アンケート結果の見方は以下のとおりです。

ア 図表中の「n」は、その設問の回答者数を表します。

イ 図表中の数字の単位は「%」です。

ウ 集計した数値(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢がひとつだけの場合でも、選択肢の数値(%)をすべて合計しても100.0%にならない場合があります。

エ 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えることがあります。

① 地域で生活するために必要なこと

地域で生活するために必要と思うことについては、全体では「経済的な負担の軽減」が52.8%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が38.2%、「在宅で医療的ケアが適切に利用できること」が31.3%となっています。

手帳所持状況別にみると、精神障がいでは「経済的な負担の軽減」が全体に比べて高くなっています。

■地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
在宅で医療的ケアが適切に利用できること	31.3	33.9	34.5	36.7
障がい者に適した住居の確保	17.0	14.5	10.9	3.3
必要な在宅サービスが適切に利用できること	38.2	39.1	38.2	30.0
生活訓練などの充実	11.7	9.5	12.7	6.7
医療的ケアや行動障がいなどに専門的に対応できる人材の確保及び養成	18.6	17.1	18.2	16.7
差別などをなくすための福祉教育の推進	19.4	16.4	10.9	16.7
経済的な負担の軽減	52.8	50.7	52.7	63.3
相談対応などの充実	27.6	23.0	23.6	20.0
地域住民などの理解	23.6	19.7	21.8	16.7
情報伝達やコミュニケーションについての支援	17.0	13.5	18.2	13.3
障がい者に配慮した道路・建物・駅などの整備	22.3	24.3	20.0	13.3
その他	2.9	3.3	0.0	6.7
不明・無回答	18.3	19.7	14.5	16.7

② 介助をしていて困ること、不安なこと

介助をしていて困ること、不安なことについては、「将来的に介助できなくなった時のこと」が58.6%で最も高く、次いで「買い物・外出が気軽にできないこと」が32.0%、「仕事との両立」が27.3%となっています。

手帳所持状況別にみると、知的障がい者は「将来的に介助ができなくなった時のこと」「仕事との両立」が全体に比べて高くなっています。精神障がい者は件数は少ないものの、「病気の看護」「休む時間がない・休養がとれないこと」「買い物・外出が気軽にできないこと」が全体に比べて高くなっています。






■介助をしていて困ること、不安なことは何ですか。(複数回答) (単位:%)

	全体 n=128	身体障がい n=97	知的障がい n=27	精神障がい n=11
食事の介助	13.3	15.5	14.8	9.1
トイレの介助	18.0	20.6	14.8	18.2
入浴の介助	18.0	19.6	22.2	9.1
病気の看護	24.2	23.7	18.5	45.5
仕事との両立	27.3	22.7	48.1	18.2
家事・育児への影響	7.0	6.2	14.8	9.1
近所・友人付き合いへの影響	12.5	10.3	14.8	36.4
休む時間がない・休養がとれないこと	20.3	17.5	29.6	45.5
買い物・外出が気軽にできないこと	32.0	33.0	25.9	45.5
相談相手がないこと	10.2	5.2	25.9	18.2
介助の方法がわからないこと	5.5	6.2	7.4	9.1
将来的に介助ができなくなった時のこと	58.6	52.6	81.5	63.6
その他	7.8	8.2	18.5	9.1
特になし	12.5	14.4	3.7	9.1
不明・無回答	5.5	6.2	3.7	0.0

③ 障がいのある子どものために、市が特に力を入れていく必要があること

障がいのある子どものために、市はどのようなことに特に力を入れていく必要があるかについては、17歳以下の件数は少ないものの、「障がい児のための専門的な教育の充実」「障がい児のための学童保育の充実」が同率で80.0%、「療育内容や施設についての情報提供」が60.0%となっています。

■障がいのある子どものために、市はどのようなことに特に力を入れていく必要があると思いますか。(複数回答) (単位:%)

	17歳以下 n=10
早期診断・療育	30.0 
診断後の具体的な指導、フォローアップ	50.0 
幼稚園・保育所での受入れ	30.0 
障がい児のための専門的な教育の充実	80.0 
障がい児のための学童保育の充実	80.0 
一時的な預かりや見守り	50.0 
通園・通学などにおける送迎サービス	50.0 
療育内容や施設についての情報提供	60.0 
周囲および家族への障がいに関する教育	20.0 
医療的ケアが必要な児童への支援	20.0 
その他	10.0 
不明・無回答	0.0

④ 外出頻度、外出時に困ること

外出の頻度については、「たまにしか外出しない」が34.7%と最も高く、次いで「毎日外出する」が25.5%、「1週間の半分以上外出する」が23.9%となっています。

手帳所持状況別にみると、知的障がい者は「毎日外出する」が43.6%で全体に比べて高くなっています。

外出する時に困ることについては、「外出にお金がかかる」が18.9%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が16.7%となっています。

手帳所持状況別にみると、知的障がい者は「困った時にどうすればいいのか心配」が、精神障がい者は「外出にお金がかかる」が全体に比べて高くなっています。

■あなたは、どのくらいの頻度で外出しますか。(単数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=39	精神障がい n=20
毎日外出する	25.5	23.4	43.6	20.0
1週間の半分以上外出する	23.9	24.3	16.4	20.0
たまにしか外出しない	34.7	36.2	23.6	40.0
まったく外出しない	9.0	10.2	5.5	13.3
不明・無回答	6.9	5.9	10.9	6.7

■外出する時に困ること(複数回答) (単位:%)

	全体 n=317	身体障がい n=255	知的障がい n=46	精神障がい n=24
公共交通機関が少ない(ない)	16.7	14.9	23.9	25.0
列車やバスの乗り降りが困難	6.9	7.5	6.5	12.5
道路や駅に階段や段差が多い	11.7	13.7	6.5	8.3
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	7.9	5.5	21.7	16.7
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	7.6	9.0	4.3	8.3
介助者が確保できない	4.4	3.1	8.7	16.7
外出にお金がかかる	18.9	17.6	21.7	50.0
周囲の目が気になる	7.9	4.7	26.1	20.8
発作など突然の身体の変化が心配	12.0	12.2	13.0	25.0
困った時にどうすればいいのか心配	15.1	10.2	43.5	29.2
障がい者駐車場が少ない、利用できない	12.9	15.3	6.5	0.0
案内表示がわかりにくい	5.7	4.3	17.4	4.2
その他	9.8	10.2	13.0	8.3
不明・無回答	30.3	32.5	10.9	12.5

⑤ 就労状況、就労希望及び必要な就労支援

現在の就労状況は、全体では「働いている」が22.5%となり、手帳所持状況別にみると、知的障がい者は「働いている」が全体に比べて高くなっています。

今後の就労希望は、全体では「仕事をしたい(継続したい)」は26.5%となり、手帳所持状況別にみると、知的障がい者は「仕事をしたい(継続したい)」が全体に比べて高くなっています。

障がい者の就労支援に必要なと思うことについては、「職場に障がい者への理解があり、介助や援助などが受けられること」が26.0%で最も高く、次いで「通勤手段の確保」が22.5%となっています。手帳所持状況別にみると、知的障がい及び精神障がいで「職場に障がい者への理解があり、介助や援助などが受けられること」が特に高く、また、精神障がいは「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が全体に比べて高くなっています。

■あなたは現在、働いていますか。(単数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
働いている	22.5	19.7	40.0	26.7
働いていない	61.5	65.1	49.1	53.3
不明・無回答	15.9	15.1	10.9	20.0

■あなたは今後、収入を得る仕事をしたい(継続したい)と思いますか。(単数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
仕事をしたい(継続したい)	26.5	20.4	60.0	36.7
仕事はしたくない、できない	51.2	55.6	25.5	46.7
不明・無回答	22.3	24.0	14.5	16.7

■あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
通勤手段の確保	22.5	19.1	41.8	36.7
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	15.4	16.1	12.7	23.3
短時間勤務や勤務日数などの配慮	21.2	20.1	25.5	43.3
在宅勤務の拡充	10.9	9.5	10.9	23.3
職場に障がい者への理解があり、介助や援助などが受けられること	26.0	20.4	47.3	46.7
通院時間の確保や服薬管理など医療上の配慮	13.8	11.8	16.4	33.3
いろいろな仕事が体験できる職場実習	14.6	9.9	40.0	33.3
障がい者雇用のきっかけづくり(トライアル雇用)	11.9	9.5	20.0	23.3
企業ニーズに合った就労訓練	8.8	6.6	16.4	23.3
就労後、職場に適応できるような支援(ジョブコーチなど)	11.4	7.9	23.6	26.7
就職者や事業所との連絡調整や相談支援を行う就労定着支援	14.1	10.9	30.9	26.7
その他	3.7	3.9	3.6	3.3
不明・無回答	47.5	52.3	20.0	26.7

⑥ 差別等を受けたこと、受けた場面、障がい者への理解を高めるために必要なこと

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことは、全体では「ある」が19.1%となり、手帳所持状況別にみると、知的障がい及び精神障がいは全体に比べて高くなっています。

差別や嫌な思いをした場面は、全体では「学校・仕事場」が45.8%で最も高く、次いで「住んでいる地域」が40.3%となっています。手帳所持状況別にみると、精神障がいは「学校・仕事場」が特に高く、知的障がいも全体に比べて高くなっています。知的障がいは「住んでいる地域」も全体に比べて高くなっています。

障がい者への理解を高めるために必要なことは、全体では「市における情報提供」「学校などにおける福祉教育」が同率で44.8%と高くなっています。手帳所持状況別にみると、身体障がいは「学校などにおける福祉教育」が5割強と全体に比べて高くなっています。

■あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(単数回答)
(単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
ある	19.1	13.8	47.3	53.3
ない	66.8	72.7	38.2	33.3
不明・無回答	14.1	13.5	14.5	13.3

■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)
(単位:%)

	全体 n=72	身体障がい n=42	知的障がい n=26	精神障がい n=16
学校・仕事場	45.8	28.6	57.7	75.0
仕事を探すとき	15.3	11.9	19.2	18.8
外出先	38.9	38.1	50.0	31.3
余暇を楽しむとき	15.3	11.9	11.5	18.8
病院などの医療機関	23.6	19.0	23.1	43.8
住んでいる地域	40.3	40.5	53.8	25.0
不明・無回答	1.4	2.4	0.0	0.0

■障がい者への理解を高めるためには、どんなことが必要だと思いますか。(複数回答)

(単位:%)

	全体 n=67	身体障がい n=43	知的障がい n=20	精神障がい n=12
市における情報提供	44.8	44.2	35.0	41.7
学校などにおける福祉教育	44.8	51.2	45.0	41.7
講演会や研修会の開催	20.9	14.0	20.0	33.3
障がい者団体による啓発活動やその支援	34.3	30.2	30.0	41.7
学習機会の充実	20.9	18.6	20.0	33.3
ボランティア活動への参加促進やその支援	29.9	30.2	30.0	25.0
その他	7.5	9.3	5.0	16.7
不明・無回答	6.0	4.7	15.0	0.0

⑦ 悩みごとなどの相談相手

悩みごとなどの相談相手は、全体では「家族や親せき」が72.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が27.3%となっています。手帳所持状況別にみると、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」が3割台半ばと全体に比べて高くなっています。

■あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
家族や親せき	72.9	72.7	76.4	60.0
友人・知人	27.3	30.6	7.3	16.7
近所の方	9.8	10.2	7.3	0.0
職場の上司や同僚	5.8	4.6	10.9	13.3
施設の指導員など	7.7	5.6	16.4	13.3
ホームヘルパーなどサービス事業所の方	5.0	5.3	3.6	6.7
障がい者団体や家族会	1.6	1.0	0.0	6.7
かかりつけの医師や看護師	24.1	24.7	12.7	36.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	7.7	8.6	3.6	10.0
民生委員・児童委員	4.0	4.6	3.6	3.3
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	1.3	0.3	7.3	0.0
相談支援事業所などの民間の相談窓口	3.2	1.3	9.1	13.3
市役所の相談窓口	7.7	7.6	12.7	6.7
その他	5.3	4.9	9.1	16.7
不明・無回答	10.1	10.5	5.5	10.0

⑧ 障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは、全体では「障がい者自身の積極的な参加」が27.3%で最も高く、次いで「利用しやすい施設への改善」が25.7%となっています。

手帳所持状況別にみると、精神障がい者は「地域の方たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」が全体に比べて高くなっています。

■障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために、どのようなことが大切だと思いますか。
(複数回答) (単位:%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
魅力的な行事やイベントの充実	21.5	18.1	34.5	33.3
利用しやすい施設への改善	25.7	25.7	25.5	23.3
移動のための手段(車両や介助者)の確保	22.3	21.7	30.9	30.0
地域の方たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実	19.9	17.1	36.4	46.7
参加を補助するボランティアなどの育成	11.7	11.2	23.6	3.3
家族の積極的な参加	10.1	7.9	20.0	23.3
障がい者自身の積極的な参加	27.3	25.3	29.1	30.0
その他	2.7	2.3	3.6	6.7
特にない	18.0	18.8	16.4	10.0
不明・無回答	18.3	20.4	3.6	13.3

⑨ 避難行動要支援者名簿の登録状況、災害時に心配なこと

避難行動要支援者名簿の登録状況は、全体では「わからない」が48.8%で最も高く、「登録したい」が18.8%、「すでに登録している」が8.5%となっています。

災害時に心配なことについては、「避難所の設備（トイレやベッドなど）や生活環境が不安」が36.6%で最も高く、次いで「一人で避難することができない」が32.1%となっています。

手帳所持状況別にみると、知的障がいでは「一人で避難することができない」「助けを求めるのがむずかしい」が、精神障がいは「周囲とコミュニケーションがとれない」が全体に比べて高くなっています。

■個人情報を支援者に提供する制度に登録していますか。または登録の希望はありますか？

(単数回答)

(単位：%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
登録したい	18.8	20.1	21.8	20.0
登録したくない	10.9	10.9	10.9	13.3
わからない	48.8	46.7	50.9	50.0
すでに登録している	8.5	9.2	9.1	6.7
不明・無回答	13.0	13.2	7.3	10.0

■火事や地震などの災害時に心配なことは何ですか。(複数回答)

(単位：%)

	全体 n=377	身体障がい n=304	知的障がい n=55	精神障がい n=30
助けを求めるのがむずかしい	22.5	20.4	49.1	26.7
周囲の理解と支援が得られない	7.4	4.6	23.6	23.3
避難所の設備(トイレやベッドなど)や生活環境が不安	36.6	37.2	38.2	36.7
投薬や治療など医療的ケアが受けられない	23.3	25.0	16.4	33.3
情報を入手しにくい	13.5	10.9	25.5	33.3
緊急時の連絡手段がない	10.3	8.6	23.6	16.7
補装具や日常生活用具の入手・使用が困難になる	11.4	13.2	9.1	3.3
身体の清潔保持がむずかしい	17.5	16.4	25.5	26.7
一人で避難することができない	32.1	30.3	56.4	36.7
介助者も避難がむずかしい	4.2	3.6	7.3	6.7
避難場所や避難所、福祉避難所がわからない	9.0	7.6	12.7	23.3
通常の食事がむずかしい(飲食物のそしゃくや飲み込みがむずかしい)	6.9	7.2	9.1	3.3
周囲とコミュニケーションがとれない	11.9	6.3	38.2	43.3
特に問題はないと思う	19.6	21.1	14.5	10.0
その他	2.9	3.0	1.8	3.3
不明・無回答	16.4	17.1	7.3	16.7

4 現行計画の振り返り

基本目標1 地域生活への移行と自立した生活を支える支援体制の整備

取組の評価は、「ある程度取り組めた」という評価が25項目中18項目と多く、また、地域移行支援や、乳児訪問及び乳幼児健診など「十分に取り組めた」という評価は4項目となっています。一方、グループホームの整備や地域包括ケアシステムの構築などは「あまり取り組めなかった」という評価もみられます。

今後の方針については、「現状維持」が25項目中17項目と多いものの、障がい福祉サービス分野で「充実」する方針のものも比較的多くみられます。また、保健・医療・福祉の充実では、地域包括ケアシステムの構築や関係機関との連携強化が「充実」の方針となっています。

基本目標2 自立と社会参加の拡大

取組の評価は、「ある程度取り組めた」という評価が24項目中16項目と多くなっていますが、「十分に取り組めた」という評価は2項目で、他の基本目標と比較するとやや少なくなっています。児童発達支援センターが設置に至らなかったことや、保育士等の研修の実施が全ての施設で行えなかったこと、広域的な関係機関との連携強化など、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な取組が進まず評価が低くなっている状況がうかがえます。

今後について、「現状維持」が24項目中17項目と多くなっていますが、ペアレントサポート事業や保育士等の研修、児童発達支援センターの設置など、療育・教育分野では「充実」が8項目中4項目とやや多くみられます。

基本目標3 お互いが支え合う地域共生社会の推進

取組の評価は、「ある程度取り組めた」という評価が25項目中18項目と多く、ボランティア活動の推進や地域福祉活動の推進など、地域生活と交流活動の推進の分野で「十分に取り組めた」という評価も5項目と他の基本目標よりもやや多くみられます。

今後について、「現状維持」が25項目中20項目と多くなっており、安全・安心のまちづくり分野では、9項目中2項目が「充実」となっています。

■取組の評価

	施策数	た 十分取り組 め	ある 程度取 組めた	め なかつた あ まり取 り組 ま な か つ た	ほと んど取 り 組 ま な か つ た
基本目標1 地域生活への移行と自立した生活を支える支援体制の整備					
(1)障がい福祉サービスの充実	9	1	6	2	0
(2)相談支援体制と情報提供の充実	6	0	6	0	0
(3)保健・医療・福祉の充実	10	3	6	1	0
基本目標2 自立と社会参加の拡大					
(1)療育・教育の充実	8	1	4	2	1
(2)外出・自主的活動の支援	8	1	6	1	0
(3)雇用・就労の支援	8	0	6	2	0
基本目標3 お互いが支え合う地域共生社会の推進					
(1)人権の尊重と差別の禁止	8	1	6	1	0
(2)充実した地域生活と交流活動等の推進	8	3	5	0	0
(3)安全・安心のまちづくり	9	1	7	0	1
合計	74	11	52	9	2

■今後の方針

	施策数	充 実	現 状 維 持	直 し 縮 小 ・ 見	廃 止
基本目標1 地域生活への移行と自立した生活を支える支援体制の整備					
(1)障がい福祉サービスの充実	9	6	3	0	0
(2)相談支援体制と情報提供の充実	6	0	6	0	0
(3)保健・医療・福祉の充実	10	2	8	0	0
基本目標2 自立と社会参加の拡大					
(1)療育・教育の充実	8	4	4	0	0
(2)外出・自主的活動の支援	8	0	7	1	0
(3)雇用・就労の支援	8	2	6	0	0
基本目標3 お互いが支え合う地域共生社会の推進					
(1)人権の尊重と差別の禁止	8	1	7	0	0
(2)充実した地域生活と交流活動等の推進	8	1	7	0	0
(3)安全・安心のまちづくり	9	2	6	1	0
合計	74	18	54	2	0

第2章 障がい者計画

I 基本理念

支え合い 心通うまち むらやま

本市の最上位計画「第5次総合計画（後期基本計画）」では、まちづくりの基本目標のひとつに「いのち輝き、ふるさとを愛する人を育むあたたかいまち」を掲げ、その個別施策に「支え合い、心通う地域福祉の実現」を目指すこととしています。

近年は、障がい者や家族等の支援者の高齢化、ダブルケアやヤングケアラーなど複雑化する家庭支援ニーズに対応する必要がある一方で、福祉サービスの担い手不足など、障がい者を取り巻く環境は複雑化しています。

こうした中で、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の構築が必要です

本計画では、第5次総合計画との整合性を図りながら、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨に基づき、障がい者の人格と個性を尊重し自立した生活ができる共生社会を目指して、「支え合い 心通うまち むらやま」を本計画の基本理念とします。

II 基本目標

基本目標1 地域生活への移行と自立した生活を支える支援体制の整備

障がい者や家族等の支援者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、個々の障がいに合った日常生活や社会生活を営むための支援の充実が必要です。多様化・複雑化する相談ニーズに対応できるような分野横断的な支援体制の整備や、障がい福祉サービスの質の向上、保健・医療との連携強化など、社会全体で障がい者とその家族を支援します。

基本目標2 自立と社会参加の拡大

障がい者が自らの意思に基づき、地域活動や就労など、社会のあらゆる活動に参加できるように、学びの場の充実や就労支援など、障がい者の自立及び社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標3 お互いが支え合う地域共生社会の推進

障がい者とその権利を侵されることなく、地域社会の一員として地域住民とのつながりを持ちながら暮らしていけるように、障がいや障がい者に対する理解を深められるような啓発活動や、交流活動等を推進します。また、防犯対策や防災対策など、安全・安心のまちづくりを進めます。

Ⅲ 施策の体系

基本
理念

支え合い 心通うまち むらやま

基本目標

施 策

1 地域生活への
移行と自立した
生活を支える支
援体制の整備

- (1)障がい福祉サービスの充実
- (2)相談支援体制と情報提供の充実
- (3)保健・医療・福祉の充実

2 自立と社会参
加の拡大

- (1)療育・教育の充実
- (2)外出・コミュニケーション支援の充実
- (3)雇用・就労の支援

3 お互いが支え
合う地域共生社
会の推進

- (1)人権の尊重と差別の禁止
- (2)充実した地域生活と交流活動等の推進
- (3)安全・安心のまちづくり

IV 施策の展開

基本目標1 地域生活への移行と自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で自らが望む自立した地域生活をおくれるようにするためには、個々に合った支援や環境の整備が必要です。

本市では、障がい福祉サービスの提供など地域で生活するために必要な支援を行っていますが、障がいの重度化・重複化、障がい者・介護者の高齢化等によりニーズも多様化する一方、サービスによっては利用が低下しているものもあるため、サービスや制度の周知を図る必要があります。また、障がい児通所支援のように、利用が多いために希望どおりの支援を提供できないものもあるため、事業者と連携して提供体制の整備を進めていく必要があります。

市のアンケート調査では、地域で生活するためにはどのようなことが必要かに対し、「経済的な負担の軽減」が52.8%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が38.2%、「在宅で医療的ケアが適切に利用できること」が31.3%であり、前回実施した調査と同様に在宅における障がい者への直接的な支援に対するニーズが高くなっています。また、介助して困ること、不安なことでは、「将来的に介助できなくなった時のこと」が58.6%と高く、手帳所持状況別では知的障がいや精神障がいで6～8割台と全体に比べて高くなっています。

在宅における障がい者への直接的な支援の提供体制や将来家族が介助できなくなった場合でも、地域で生活することができるようにしていくことが大きな課題となっています。

施策の方向

障がい者やその家族等の支援者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活をおくれるように、必要なサービスが提供できる相談支援体制の充実とともに、サービス・制度の情報や手続きなどの情報周知を図っていきます。

また、地域移行と自立した生活を実現するため、サービスの種類・量・質を向上させるとともに、住環境等の整備も含め、民間企業や社会福祉法人を活用した環境整備の促進を図っていきます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
訪問系サービス及び短期入所サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護をはじめとする訪問系サービス量の確保と、引続き相談支援専門員を軸に障がいに応じた適切なサービス提供に努めます。 ● 一時的に家庭での介護が困難となった場合や家族の疲労を軽減できるよう、短期入所サービスの利用支援に努めるとともに、介護者の突発的な不在にも対応できるよう、新規に基幹相談支援センターの整備を図ります。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活への移行や継続を進めるために、共同生活援助（グループホーム）の整備を民間企業や社会福祉法人等に働きかけます。 ● 一人暮らしを希望する障がい者の支援につなげられるように、「自立生活援助」の普及と促進を図ります。

主な施策・事業	取組の内容・方向
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の障がいやニーズに合った日常生活や社会生活を営めるよう、日中活動の場となる生活介護や自立訓練、就労移行支援、療養介護の各サービスの利用支援の充実を図ります。
地域活動支援センターの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が、地域において充実した社会生活をおくることができるよう、委託先との連携し、日中の創作活動や生産活動、地域交流を行う地域活動支援センターの利用促進に努めます。
地域移行支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所者や入院中の障がい者の地域移行を促進するため、各種サービスの利用支援と地域相談支援の充実を関係機関と連携して推進します。 ● 障がいへの偏見や差別等が生じないように、社会福祉協議会と連携して市民を巻き込んだ研修会などを開催し、障がいや障がい者に対する理解を推進させ、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの理念の普及、定着を推進します。
地域生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 各事業のニーズを把握しサービス量を確保しつつ、充実を図ります。 ● 任意事業は、事業の周知を図るとともにサービス量の確保に努めます。
障がい者のための支援機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立点字図書館、県聴覚障がい者情報支援センター、県高次脳機能障がい者支援センターなど、障がい者への情報支援や相談支援を行う専門性の高い支援機関との連携を図り、支援機関の利用促進や地域生活をおくるうえでの支援の充実を図ります。
補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の身体機能を補完、または代替えることで日常生活の利便性が向上するように、補装具の周知及び補装具費の支援に努めます。
障がい児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児とその家族が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携して市内のみならず市外の事業者の利用状況などの情報を共有し、個々のニーズに応じた教育・保育・医療・福祉の支援を提供できる体制を強化します。 ● 「重度心身障がい児介護者支援金」の周知など重度の障がい児への支援を充実させるとともに、関係機関と連携した医療的ケア児へのサービスの確保に努めます。

(2) 相談支援体制と情報提供の充実

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら安心して暮らすためには、障がい者とその家族等が抱える不安や問題を解決するための相談体制が身近にあり、必要な情報が得られることが重要です。

本市では、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の協力を得ながら、相談体制の強化に努めてきました。また、多様な相談ニーズに対応していくため、関係機関と情報提供や関係者会議を行ってきましたが、障がい者やその家族等の支援者が抱える複合的な課題へ対応していくためには、庁内各課が連携していく必要があります。

市のアンケート調査では、悩みや困ったことの相談先として「家族や親せき」が72.9%で最も高く、次いで「友人・知人」が27.3%、「かかりつけの医師や看護師」が24.1%となっています。一方、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」は3.2%と前回調査(1.5%)からは若干上昇したものの依然として低い状況となっています。

一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供するとともに、複雑化・多様化する相談ニーズに対応ができるよう、相談支援機関との連携を強化していく必要があります。

施策の方向

一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが選択できるように、相談支援機関と連携強化を図るとともに、障がい者やその家族等が抱える複合的な課題にも対応できるように、重層的な支援体制の整備を図ります。あわせて、きめ細かな相談支援の実施に向け、相談支援機関に対し研修等への参加を促すなど、相談支援体制の質の向上を図ります。

また、各種サービスに関する情報やライフステージに即した福祉情報の提供などが適切に提供されるよう広報を継続し、情報提供体制の充実に努めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所や特定相談支援事業者等との連携により、相談への対応はもちろん、支援を必要とする方が適切な支援につながるよう助言や情報提供に努めます。 ● 特定相談支援事業者との連携を強化し、障がい者のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともに、相談支援専門員の育成に努めます。 ● 特定相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所の拡充と相談支援員のスキルアップに努めます。 ● 社会福祉協議会、医療機関、特別支援学校、教育機関、保育所など、ライフステージに応じた相談支援機関がプライバシーに配慮しながら一人ひとりの情報を共有し、障がい者やその家族等の生活全般を見据えた相談支援事業の体制整備を推進します。
自立支援協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 各相談機関に寄せられる相談内容について、引き続き北村山自立支援協議会の相談支援部会等において地域課題として共有し、関係機関と連携を図りながら、障がい者のさまざまな生活課題の検討、支援に取り組みます。
地域における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談窓口である民生委員・児童委員と、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員との連携を図り、支援につなげていきます。
市相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者やその家族等が抱える多種多様な相談にも対応できるように、庁内横断的な体制で、各相談機関や専門機関との連携を強化します。 ● 相談員の資質向上に努め、相談機能の充実を図ります。
精神障がいに関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所において、精神保健福祉士等の資格を有する相談員が、精神障がいに関する専門的な相談に来所面接、訪問、電話やメール等で対応し、障がい者への支援を継続します。
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない障がい者等が、地域で自立した生活をおくれるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助を行います。

(3) 保健・医療・福祉の充実

【現状と課題】

障がい者が健やかで心豊かに生活するためには、乳幼児期から高齢期に至るまでそれぞれのライフステージに合った切れ目のない支援が必要です。

本市では、地域包括支援センターや子育て支援センターが、総合的な相談窓口として対応しており、さまざまな面から適切な支援につながるよう福祉、健康、医療などの充実を図ってきました。また、精神保健対策として、保健所と連携して心の健康づくりに取り組んでいます。

生活習慣病の発症は増加傾向にあり、その重症化も増加しています。これらの予防は障がい予防につながるものでもあるため、運動や生活習慣の改善、健診の受診など健康づくりへの意識を高めていく必要があります。

また、障がいの重度化、重複化及び高齢化の進展、医学的管理を必要とする人の増加など、家族や患者の医療に係る負担は大きいため、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けられることが重要です。特に精神疾患や難病、医療的ケア児等、症状の変化や進行等により状態が不安定な人については、きめ細かな対応が求められています。

近年は全国的に発達障がい児等が増加しており、大人の発達障がいも注目されているため、保健所や医療機関等と連携して支援体制を整備していく必要があります。

施策の方向

「健康むらやま21計画」に基づき、今後も障がいの有無に関わらず、市民・地域・行政が一体となった健康の維持・増進に向けた支援の充実を図ります。

また、早期に適切な保健・医療支援が継続的に受けられるように、保健所や医療機関等と連携して体制づくりを図ります。

乳児期から学齢期までの発達については、早期に障がいを発見し、必要な療育・教育及び支援につなげられるように、家庭児童相談員や児童相談所、保育・教育関係団体と連携し、育児等の相談体制を強化していきます。医療的ケアが必要な障がい児には、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図りながら体制の整備をしていきます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
生活習慣病予防対策の推進	● 特定健康診査の受診率向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、障がいの原因ともなる生活習慣病及びその重症化の予防に向けて引き続き取り組みます。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	● 障がいの有無や種別を問わず誰もが安心して地域で生活できる環境づくりのため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市、医療、福祉関係者による協議の場の設置を図ります。
医療費助成の実施	● 身体の機能障がいを除去または軽減するため、血液透析療法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための医療費（更生・育成医療）や、通院により精神疾患の治療を受けている方の医療費（精神通院医療）の給付を行います。

主な施策・事業	取組の内容・方向
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師会、歯科医師会等と連携し、障がい者が必要な医療を地域で受診できる体制づくりを推進します。 ● 歯と口腔の健康づくりの推進に関し、歯科疾患の早期発見、早期治療を促進します。
心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所や精神保健福祉センター、医療機関と連携し、市ホームページの活用や市独自の健康イベントの開催などにより、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を推進します。
乳児訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体発育や発達への不安への早期対応を図るため、生まれたすべての乳児を対象にした家庭訪問を継続します。 ● 今後も訪問指導を実施し、育児や子どもの成長発達に対する妊産婦等の不安を傾聴しながら切れ目のない支援を行っていきます。
乳幼児健診等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、4か月、1歳6か月、3歳児に健診を実施します。また、国の動向を見ながら、新たな健診の実施について検討していきます。
相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康相談や訪問指導、発達相談、こころの健康相談などの各種事業と医療機関や保健師等との連携を強化し、より専門性の高いアドバイスや本人・保護者等の障がい受容の促進に資する支援が行えるよう内容の充実を図ります。 ● 子育て世代包括支援センターの活用促進を図ります。
子育て家庭や障がいのある親等への訪問指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消のため、家庭児童相談員や保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康保持を図るとともに、障がいの早期発見、発達相談等に応じます。 ● 障がいのある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し検討を進めます。
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども医療療育センターや村山地域医療的ケア児支援連絡会のほか、関係機関との連携強化、ネットワークの形成を進め、発達支援・療育体制、医療的ケアの支援体制の整備をさらに推進していきます。
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の発症を予防するため、ワクチン接種を促進するとともに、感染動向の情報などを発信します。 ● 事業所等においては、感染対策マニュアル及び業務継続計画の策定を促進します。

基本目標2 自立と社会参加の拡大

(1) 療育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育が重要です。一人ひとりの特性に応じた教育を行うことができるよう、保健・医療・福祉・教育が連携し、一貫した療育・教育体制の整備が必要です。

本市では、保護者や保育施設からの幼児の発達に関する相談に随時対応し、公認心理師等による発達相談も行うとともに、不安を抱えている保護者等に対しては、ペアレントサポート講座の開催なども行っています。また、就学面においても、一人ひとりの特性に応じた支援策の検討や、療育相談、就学相談等を推進しています。

市のアンケート調査では、障がいのある子どものために市はどのようなことに特に力を入れていく必要があるかに対し、17歳以下は「障がい児のための専門的な教育の充実」「障がい児のための学童保育の充実」が同率で80.0%、「療育内容や施設についての情報提供」が60.0%となっています。

就学へ向け、教育・保育と学校教育との連携を強化し、増加する支援のニーズに対応できる体制整備の充実が求められます。

また、国においては、令和4年に行われた障害者権利条約に関する国連の権利委員会による審査の総括所見改善勧告においてインクルーシブ教育に関する勧告が含まれており、障害者基本計画(第5次)では、インクルーシブ教育システムについてより一層の推進が示されています。本市においても、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を充実していく必要があります。

※インクルーシブ：人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方とない方が共に学ぶことで相互理解を進める仕組み。

施策の方向

児童発達支援事業所や保育園、幼稚園、認定こども園、学校等と連携しながら、障がいの特性に応じた適切な支援や生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつながる支援の強化に努めます。また、県立楯岡特別支援学校との連携を継続し、特別支援教育の充実を図ります。

あわせて、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等のサービスを提供するとともに、サービスの質と量の確保に努めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
障がいの早期発見と対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診や保健指導を通じて把握した発達の遅れや障がいの疑いがある乳幼児の保護者に対し、保健師や母子保健コーディネーターが相談対応を行います。 ● 保育園等に相談員が巡回し、保育士等との連携を図ります。 ● 保護者や保育施設からの発達に関する相談に随時対応するとともに、保護者の希望により公認心理師等による発達相談を行います。
発達障がい児への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、発達障がいの早期発見と早期療育に努めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童通所支援事業所等において、発達障がい児への個別対応や体制の充実が図られるよう取り組みます。
ペアレントサポート事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がい児等の子育てに不安のある保護者等に対し、ペアレントメンター事業を実施します。 ● ペアレントプログラム事業やペアレントトレーニング事業の実施に努めます。また、ペアレントサポート講座を引き続き実施し、保護者だけでなく、児童に関わる保育園等施設職員や学校教職員などにも参加促進を図ります。
保育士等への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園等で学習障がい(LD)／限局性学習症(SLD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がい等に対応できるよう、保育士等の積極的な研修会参加を促し、専門的知識を持つ人材の確保を図ります。
児童発達支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児の相談・指導等の支援体制を総合的に行うための児童発達支援センターの設置について、自立支援協議会等を通じて圏域での設置に向けて協議を行います。
療育相談、就学相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児の地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障がい児を受け入れる保育園等への指導・助言に努めます。 ● 障がい児一人ひとりの実態に即した就学を進めるために、関係機関と連携し、山形県サポートファイルの活用など早い段階から計画的に適切な就学指導に努めます。また、特別支援学校の体験入学や入学説明会、教育相談などの情報提供に努めます。
インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会と連携し、対象となる児童・生徒の状況に応じて各小中学校に特別支援学級や通級学級を設置するとともに、一人ひとりの実態に即したインクルーシブ教育の推進を図ります。また、障がいの有無に関わらず、積極的な交流や共同学習、地域との交流活動等をとおして、将来の自立につなげるための相互理解の促進を図ります。 ● 関係部署と連携し、発達につまずきがある児童・生徒が自分の特性を理解し、意欲的に学ぶことができる環境整備とユニバーサルデザインの授業支援を充実させ、インクルーシブ教育をこれまで以上に推進します。 ● 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)等を踏まえ、いじめの早期発見や防止等のための適切な措置を講じます。 ● 医療的ケアを必要とする児童・生徒や病氣療養児等長期入院を余儀なくされている児童・生徒が教育の機会を確保できるよう、医療機関等と検討していきます。
学校施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい等のある児童・生徒が、安全かつ快適に学校生活をおくることができるよう、小中学校の施設、設備の改善やバリアフリー化を推進します。

(2) 外出・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

地域のさまざまな活動に参加することは、障がい者やその家族にとって、地域社会との接点としてだけでなく、多くの方々との交流やふれあい等を通じて、「生きがい」や「やりがい」を感じて生活をおくるためにとても重要です。

本市では、障がい者が外出する際の支援として、福祉タクシー券や社会福祉協議会による外出支援サービス事業などを実施しています。

市が実施したアンケート結果では、外出の頻度について 34.7%の方が「たまにしか外出しない」と回答し、「毎日外出する」の 25.5%を上回っており、前回の新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた頃の調査結果と概ね同様となっています。外出する時に困ることは、「外出にお金がかかる」が 18.9%、「公共交通機関が少ない(ない)」が 16.7%、「困った時にどうすればいいのか心配」が 15.1%となり、外出時にさまざまな困難を感じている状況がうかがえます。

交通手段が限られている本市では、移動手段の確保は大きな課題となっており、国においても、人口減少が続く中、バス等の公共交通機関の運転手不足への対応等が喫緊の課題となっています。

障がい者が社会参加しやすい環境づくりとして、外出や移動をスムーズにするための取組やコミュニケーション支援など、民間事業者等とも連携しながら検討するとともに、合理的配慮の提供など、事業者や市民の理解と協力が得られるように取り組む必要があります。

施策の方向

障がい者が自身のライフスタイルに応じた外出支援を選択し、さまざまな地域活動に参加することができる自立した生活がおくれるよう、外出やコミュニケーションができる手段やサービスの充実に努めるとともに、外出やコミュニケーションにおける支援の制度周知を図ります。

また、障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるための取組を推進します。

主な施策・事業	取組の内容・方向
同行援護・移動支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外での移動が困難な障がい者の社会参加を促進するため、相談支援専門員や事業者等の関連機関と連携し、障がい福祉サービスとしての同行援護、地域生活支援事業としての移動支援事業を実施します。

主な施策・事業	取組の内容・方向
コミュニケーション支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚・音声言語機能に障がいがある方の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、関係機関と連携し、手話通訳者の派遣、磁気ループの貸出などの地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業を実施するとともに、各種支援についての周知を図ります。 ● 県や民間事業者等と連携し、ICTの活用等による情報・意思疎通支援の充実を図ります。 ● 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。
外出支援サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会による福祉有償運送を活用して、身体的な理由等により公共交通機関を利用することが困難な障がい者等を対象に、送迎を行う外出支援サービス事業を実施します。 ● 需要の把握及び分析に努めるとともに、需要に対応できるように民間事業者との連携も図ります。
福祉タクシー等による外出支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の外出支援及び社会参加の促進を図るため、タクシーやリフト付きタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー券を交付し、障がい者の外出を支援します。 ● 障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を図るため、自家用車の燃料代を一部助成する福祉給油券を交付します。
じん臓機能障がい者人工透析通院交通費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 人工透析を行うため頻繁に通院する必要がある障がいのある低所得者に対して、経済的負担の軽減を図るため、通院に要する交通費の一部を助成します。
障がい者用自動車改造費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者が自ら運転するため、または自ら運転することができない障がい者を介護するために自動車の改造等が必要なとき、自動車への改造または購入に要する経費の一部を助成します。需要の動向を踏まえ、内容の見直しなど検討を行います。
多様な障がい者割引等サービスの周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関の旅客運賃割引や、有料道路障がい者割引などを紹介するしおりを作成・更新し、周知を図ります。
山形県身体障がい者等用駐車施設利用証の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の公共施設やスーパー等に設置している障がい者等用駐車施設について、市民の理解と協力も得られるように広報等による周知を図ります。

(3) 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するためには、就労は必要不可欠な手段であり、障がい者の適性や能力に応じた就労の場の確保は重要となります。

本市では、村山市障害者活躍推進計画に基づき雇用促進に努めるとともに、庁内で障がい者優先調達状況を照会し、周知・調達促進を図っています。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携した総合的な相談・支援を行うとともに、障がい者雇用に理解が得られるように企業に対して支援制度の周知などを行っています。

市のアンケート調査では、働いている方は 22.5%となり、今後については「仕事をしたい(継続したい)」が 26.5%と働いている方の割合を上回っています。障がい者の就労支援として必要なことは、「職場に障がい者への理解があり、介助や援助などが受けられること」が 26.0%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が 22.5%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 21.2%となっています。

障がい者の雇用・就労については、就労機会の少なさや、賃金、雇用形態課題があることを踏まえ、就労のための技能の養成に努めるとともに、在宅での就労環境づくりや就労移行支援事業の利用支援などを推進していく必要があります。企業に対しても、障がい者雇用に関する各種支援制度の周知を図るなど、障がい者の就労促進及び定着を図る必要があります。

施策の方向

地域における自立と社会参加を進めるため、就労に関する相談機能の充実を図り、企業等における障がい者雇用の促進や福祉的就労のさらなる活用など、多様な就労の機会と拡充により、就労定着の促進を図ります。また、障がい者及び企業への就労に関する情報提供・相談機能を強化し、就労の促進及び定着の支援を行います。

北村山自立支援協議会を活用し、ハローワークや相談支援事業所、特別支援学校等と連携を図りながら、障がい者の就労支援に努めます。あわせて、企業等へ障害者雇用促進法についての理解促進を図り、就労先で障がい者が偏見や差別を受けないよう理解の啓発に努めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
就労移行支援の利用促進	● 一般企業などへの就労を希望する65歳未満の障がい者に対し、一般就労に向けた訓練を行う場として、就労移行支援事業の利用促進のため、事業の周知に努めます。
就労サポート・定着支援の推進	● 福祉就労から一般就労へ移行した障がい者に対し、相談等を通じて就労に伴う課題を把握し、事業所や家族との連絡調整を行うための就労定着支援について関係機関と連携して周知し、相談等を通じ事業展開できるよう努めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
障がい者雇用の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報や市ホームページ、パンフレットなどによる広報活動や、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）をとおして、広く市民に障がい者雇用の理解促進を図ります。 ● ハローワーク村山など関係機関との連携により、障害者雇用率制度について周知し、障がい者の就労について理解を深め、地域での雇用へとつなげ、法定雇用率の達成を目指す取組を促進します。
公的機関による障がい者の雇用等	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの内容に応じた業務開拓を行う中で、個人が持つ業務能力や知識等が十分に発揮できるよう配慮しながら、本市及び関係機関における雇用率を高め、障がい者の雇用促進に努めます。 ● 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を庁内に周知し、その促進を図ります。
障害者就労支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク村山や障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労移行支援、就労選択支援、職場定着支援など障がい者の就労を総合的に支援します。 ● 就労や就労継続を支援するジョブコーチ（就労援助指導員）やトライアル雇用制度など各種就労支援制度の周知と利用促進に努めます。
助成制度の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が障がい者を一定期間試行雇用し、常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用助成金などの制度について、ハローワーク村山と連携し、利用の促進と周知を図ります。
就労継続支援や地域活動支援センター利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいにより企業等への就労が困難な方に対し、関係機関と連携し、就労や生産活動の機会を提供し、訓練を実施する就労継続支援や創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの利用促進を図ります。 ● 障がい者の工賃の向上及び社会参加の促進のため、民間企業への販路拡大の支援や、障害者就労施設等で受注可能な業務の情報提供に努めます。
広域的な関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 北村山地域自立支援協議会を中心に、特別支援学校やハローワーク、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会、行政等の関係機関の連携を強化し、障がい者の就労支援体制の整備に関する協議を進めます。
農福連携による就労支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労機会の創出などが期待できる農福連携の取組について、障がい者の就労支援につなげる方策を検討します。

基本目標3 お互いが支え合う地域共生社会の推進

(1) 人権の尊重と差別の禁止

【現状と課題】

障がいのある方もない方も共に地域で生活をしていくためには、障がいや障がい者への正しい理解と関心を高める必要があります。

平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、山形県では「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されました。本市においても、「村山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、市報や市ホームページで啓発に取り組んでいます。12月の「山形県障がい者差別解消強化月間」にあわせて市民向けの心のバリアフリー養成講座を開催しています。

市のアンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ない」が66.8%となり、「ある」は19.1%と前回調査の結果(16.7%)よりも若干上昇しています。理解を深めるために必要なものでは「市における情報提供」と「学校などにおける福祉教育」が同率で44.8%と最も高く、障がい者への理解や権利についての情報提供・教育が重要です。また、どのような場所で経験したかでは「学校・仕事場」が45.8%、次いで「住んでいる地域」が40.3%、「外出先」が38.9%、となっています。

国においては、「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日からは事業者による合理的配慮の提供が義務付けされるなど、社会全体で障がい者の権利擁護に関する取組を推進していくことが重要となっているため、障がいや障がい者に対する理解の促進を図る必要があります。

また、少子高齢化や障がい者の高齢化などさまざまな課題がある中、地域福祉においては「支える側」と「受けて側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の構築が必要です。

施策の方向

「障害を理由とする差別の解消に関する村山市職員対応要領」を基本とし、障がい者への差別解消に向けて取り組むとともに、「村山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知を図り、合理的配慮の提供などを促進します。あわせて、障がい者の虐待防止について周知を図るとともに、関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期救済に取り組めます。

また、障がい者が地域生活をおくっていくうえで、判断能力やコミュニケーション能力が不十分で、財産管理や制度、サービスの利用などで生活上さまざまな権利侵害を受けることがないように、障がい者の権利や財産等を守るための権利擁護を推進します。

さらに、すべての市民が、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の形成に向け、継続的に取り組めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
人権啓発事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関で構成された差別解消協議会により人権啓発事業の充実を図ります。 ● 12月の人権週間にあわせ、人権の啓発について市報等による周知に努めます。
福祉サービス利用援助事業の周知、活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者に対し、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の周知と活用を図ることで、適切な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。
障がいや障がい者に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいや障がい者への理解の促進に向け、市報や市ホームページ、SNS等の活用のほか、パンフレット等の配布などによる啓発を行い、市民への意識の浸透を図ります。 ● 内部機能障がいなど外見からは分からないものの「援助」や「配慮」を必要としている方が援助や配慮を適切に受けられるように、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を促進します。 ● 障害者週間（12月3日～9日）等の期間において、関係機関と連携しながら、啓発活動や障がいへの理解を深めるための市民向けの講座を開催するなど、啓発活動等を推進します。
差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいを理由とする差別を解消するため、「村山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、市報や市ホームページ、SNS等を通じて啓発・周知を図ります。 ● 事業所に対し障害者差別解消法に関する啓発・周知を図ります。 ● 不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の問題について、相談・支援できる体制整備を推進します。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関で連携し、子どもの成長段階にあわせ、体験学習等を含めて系統的に実施する福祉教育や、各学校で実施されている交流事業を通じ、障がいに関する理解を深めます。 ● 市民や企業に対して、障がいの特性に対する理解や接し方などの支援方法や、共生社会についての理解を深められるように啓発活動を行います。
成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被ることがないよう成年後見制度の周知を図るとともに、利用の促進を図ります。 ● 市民後見人の養成及び法人後見人の受任についての検討と実施を進めることで、積極的な制度の活用を図ります。
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関で情報を共有し、必要により対応を協議し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、早期対応など、適切な支援につなげていきます。 ● 障がい児については、要保護児童対策協議会における研修を継続的に行い、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。

(2) 充実した地域生活と交流活動等の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で生涯にわたって充実した生活をおくれるようにするためには、ボランティアや自治会などの地域の支え合いは大変重要です。また、文化や芸術、スポーツ・レクリエーション、生涯学習活動などへの参加は、「生きがい」や「やりがい」といった充実感が得られるとともに、障がい者が地域で自立した生活をおくるために必要な交流を促進させるものです。

本市では、「村山市地域福祉計画」に基づき地域福祉活動を展開しており、社会福祉協議会では在宅福祉ボランティア事業として福祉スクール^⑤の会を実施しています。また、障がい児健全育成事業「スポーツ・文化教室」を開催し、市内小中学生のボランティアも参加し、障がいのある方・ない方との交流も行われています。

市のアンケート調査では、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切だと思うことについては、「障がい者自身の積極的な参加」が27.3%で最も高く、次いで、「利用しやすい施設への改善」が25.7%、「移動のための手段(車両や介助者)の確保」が22.3%となっています。

この結果から、障がい者を受け入れる環境整備を大切としながら、障がい者自身の積極性も必要であると考えていることがうかがえます。これらを踏まえ、イベント等の開催にあたっては、障がい者に配慮した会場整備や運営、情報発信を行い、障がい者が参加しやすい環境を整えることが必要です。また、障がい者団体の育成と活動を支援し、障がい者の自主的な交流活動や社会参加活動の促進を図ることも必要です。

施策の方向

障がい者が自らの決定に基づき、周囲のサポートを受けながら、社会のあらゆる活動に参加できるように、さまざまな市民との交流の機会を支援します。あわせて、障がいの有無に関わらず、誰もが地域の一員として社会に参加できる環境づくりに向けて、ボランティア活動への参加を促進するなど、地域福祉の充実に取り組みます。

また、文化芸術・スポーツ活動や生涯学習事業への参加を促すため、施設・設備のバリアフリーやサポートする人材の確保などに努めます。あわせて、誰もが安定して情報を入手でき、幅広い方たちと多様なコミュニケーションを行うことができるよう、アクセシビリティの向上に努めます。

主な施策・事業	取組の内容・方向
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加により、障がいのある方とない方との交流を促進するため、イベントや行事等への付き添いや介助などの活動に携わるボランティアの参加を呼びかけます。ボランティア活動に参加することで充実感や生きがいを感じられるよう、ボランティアや生涯学習等の社会参加を促進します。 ● ボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、地域福祉活動へのボランティアの参画を図ります。 ● 市内小・中・高の学生にボランティア参加を募り、障がいのある方とない方の交流の場を図ります。

主な施策・事業	取組の内容・方向
障がい者団体等の活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体が実施する文化芸術・スポーツ活動に対して、後援するなどの支援を行います。
文化芸術・スポーツを通じた交流の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術・スポーツ活動が障がいのある方とない方をつなぐ交流の場となり、障がい者の自立と社会参加の促進につながるよう交流機会の拡充及び参加促進を図ります。 ● 障がい者の文化芸術活動を支援するため、施設・設備の整備や、支援する人材の養成及び確保、相談体制の整備、各種活動の成果の発表の機会の提供などに努めます。 ● 文化芸術活動団体による実演芸術の公演や展示など、文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供に努めます。
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が生涯学習に取り組むことができるよう、市報や市ホームページ、SNS等を活用して周知を図ります。 ● 誰もが気軽に参加できるように事業内容を検討するとともに、講座や教室、サークル活動などの情報収集にも取り組みます。 ● 施設・設備の整備や各種学級・講座等での合理的配慮の提供などにより、障がい者が参加しやすい環境づくりを進めます。 ● 障がい者の読書活動を支援するため、拡大読書器の利用促進など読書のバリアフリー化を進めます。
情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報への積極的な情報掲載に努めるとともに、市ホームページでのアクセシビリティに配慮した情報発信に努めます。 ● 障がい者がICT機器を利用する場合の機器の情報や活用方法などの支援を行います。
移動支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外での移動が困難な障がい者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図ります。
関係団体の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者団体及び家族会などへの参加を促進し、それらの団体への活動を支援します。 ● 障がい者や高齢者団体の自主的な活動を支援し、交流の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、地域の組織や団体、グループと連携し、障がい者をはじめ、地域の中で見守りや助け合いが必要な方に対する支援活動を推進します。

(3) 安全・安心のまちづくり

【現状と課題】

障がい者が安全・安心な日常生活を過ごすことができるように、公共的建築物や道路・交通環境などさまざまな場面におけるバリア（障壁）の除去に取り組んでいく必要があります。また、防犯・防災対策については、日頃から地域との協力強化を図るなど、助け合える体制を構築していくことが大切です。

本市では、公共施設や情報のバリアフリー化を推進しています。また、防災対策では、福祉施設と連携した防災訓練の実施や、避難行動要支援者名簿を整備し、名簿の管理・更新に取り組んでいます。防犯対策では、警察と連携して防犯パトロールを行うなど、市民の自主防犯意識と地域の連帯の高揚に努めています。

市のアンケート調査では、避難行動要支援者名簿への登録について「すでに登録している」と答えた方は 8.5 %と前回調査の結果(7.1%)と同程度にとどまり、「わからない」が 48.8%と半数近くを占めており、さらなる制度の周知が必要です。また、災害時に心配なことでは、「避難所の設備（トイレやベッドなど）や生活環境が不安」が 36.6%で最も高く、次いで、「一人で避難することができない」が 32.1%、「投薬や治療など医療的ケアが受けられない」が 23.3%となっています。

災害時の不安を抱えている障がい者が多くいる様子がかがえるため、福祉避難所を含めた避難所の整備のほか、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の作成を促進していく必要があります。

また、本市は冬季間に雪の影響を受ける地域や山間部では、道路・交通環境の整備が不十分であり、今後も幅広いバリアフリー化の推進も重要です。

施策の方向

障がい者が地域の中で自立した生活を安心しておくことができるよう、今後も、道路や建物等の施設整備にあたっては、バリアフリー環境の整備を推進していきます。同時に、障がいにより情報収集ができないことがないように情報提供のバリアフリーも推進します。

また、障がい者やその家族が災害時など緊急時に地域の中で孤立することのないよう、助け合える体制を整備し、防犯、防災対策の充実を図ります。

主な施策・事業	取組の内容・方向
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの有無に関わらず、子どもや高齢者、妊産婦など、すべての方が快適に暮らしやすいまちづくりを目指して、公共施設のバリアフリー化を進めます。 ● ユニバーサルデザインの考え方のもと、新設の際には、計画の段階からだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
民間施設等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者をはじめ、すべての方が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を啓発します。

主な施策・事業	取組の内容・方向
情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活等に必要情報が、障がいにより収集できないなどの情報格差が生じないよう、障がいの特性に配慮するなど、情報のバリアフリー化を推進します。 ● 職員向け研修会などで市ホームページのウェブアクセシビリティへの理解と取組徹底を説明し、各課等におけるコンテンツ作成につなげていきます。
道路など交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の歩行の安全を確保し事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、関係課と連携して交通環境の整備に努めます。
防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報や市ホームページ、SNSを通じた啓発を引き続き行うとともに、障がい者団体と調整し、出前講座をとおした防災意識の啓発活動を検討します。
災害時要配慮者避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急情報一斉配信するシステムへの障がい者や高齢者の登録が拡大するように周知啓発を行います。 ● 避難行動要支援者の制度周知を図るとともに、「個別避難計画」の作成に向けて、関係者の取組を支援していきます。 ● 民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の協力を得て、日頃から要配慮者の把握に努めます。
地域の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域市民センターのまちづくり協議会で実施する防災訓練において、障がい者の参加促進を図るとともに、障がい者に配慮した訓練を取り入れることも検討します。
災害時の避難支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの特性に応じた災害時支援体制の充実を図るとともに、災害時に障がい者が安心して過ごせるように、指定緊急避難場所及び指定避難所の環境整備を図ります。 ● 「医療的ケア児等に係る災害時の個別避難計画」の作成に向け、関係機関と連携、調整を図ります。 ● 必要に応じて福祉避難所の協定内容を見直すとともに、事業所の理解を得て、協定締結施設の拡大を図ります。
要配慮者利用施設の避難体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する社会福祉施設等について、「避難確保計画(非常災害計画)」の作成及び避難訓練の実施を推進します。また、業務継続計画(BCP)の策定状況の把握に努めます。 ● 市防災訓練時において福祉施設と連携して訓練を行うなど、日ごろから災害時に備えた体制整備に努めます。
悪質商法等の被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が悪質商法等に巻き込まれないよう、犯罪手口の最新情報や消費生活センターなどについて市報や市ホームページでの情報発信や出前講座を開催し、被害の未然・拡大の防止に努めます。 ● 警察、防犯協会、町内会、学校等と連携して防犯活動を実施し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と犯罪の防止を図ります。

第3章 第7期障がい福祉計画

I 基本方針

令和5年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、本計画を策定します。

■国が示す「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の主な改正内容

1	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ● 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ● 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ● 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ● グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
3	福祉施設から一般就労への移行等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ● 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ● 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ● 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
4	障害児のサービス提供体制の計画的な構築
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村における重層的な障害児支援体制の整備 ● 地域におけるインクルージョンの推進 ● 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ● 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
5	発達障害者等支援の一層の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ● 市町村におけるペアレントトレーニングなどのプログラム実施者養成の推進 ● 強度行動障害者やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
6	地域における相談支援体制の充実強化
	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ● 地域づくりに向けた協議会の活性化

7	障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
8	「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
9	障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
10	障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ● 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
11	よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ● 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
12	障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
13	障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉計画等の策定時における難病患者等からの意見の尊重 ● 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

Ⅱ 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく本計画の数値目標について、国の指針を踏まえるとともに地域の実情等を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【 国の指針 】

- 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【 市の目標 】

本市の令和4年度末の福祉施設入所者数は、38人でした。

令和8年度末の数値目標については、国の指針を踏まえて3人が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
地域生活移行者数	1人	3人
施設入所者数	38人	36人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【 国の指針 】 ※都道府県が目標設定

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。
- 1年以上長期入院患者数を設定する。
- 精神病床における早期退院率について、入院後3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、12か月後91.0%以上を基本とする。

【 市の目標 】

本市では、市、医療機関、福祉事業所等が連携し、精神障がい者への支援を行っており、第6期計画では令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり設置に至らなかったため、令和8年度末までの設置を目標とします。

項目		令和4年度実績	令和8年度末目標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場		0回	1回
関係者ごとの参加者数	保健	0人	1人
	医療(精神科)	0人	1人
	医療(精神科以外)	0人	1人
	福祉	0人	1人
	介護	0人	1人
	当事者及び家族	0人	1人
目標設定及び評価の回数		1回	年1回

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の充実

【国の指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【市の目標】

地域生活支援拠点整備については、隣接市町と連携して圏域での面的整備を基本に検討してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議での検討が困難となりました。

引き続き、緊急時の対応などのニーズの高い機能から段階的に整備を進めていくことを検討します。

項目	令和4年度実績	令和8年度末目標
地域生活支援拠点等の整備	0か所	1か所
運用状況の検証・検討	年1回	年1回
コーディネーターの配置人数	0人	1人

(2) 強度行動障がいをもつ方への支援体制の整備

【国の指針】

- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【市の目標】

国の基本指針を踏まえ、強度行動障がいなど重い障がいのある人のニーズなどに対応できるように、障がい福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制を検討します。

項目	令和4年度実績	令和8年度末目標
強度行動障がいをもつ方への支援体制の有無	無	有

4 福祉施設から一般就労への移行等

【 国の指針 】

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数：
令和3年度実績の1.28倍以上を基本とする。
→うち就労移行支援事業からの移行者数は1.31倍以上
→うち就労継続支援A型事業からの移行者数は1.29倍以上
→うち就労継続支援B型事業からの移行者数は1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の割合：
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上を基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3(2021)年度末時点の 1.41倍以上
- 就労定着支援事業の就労定着率：就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上を基本とする。

【 市の目標 】

令和3年度の実績では、一般就労への移行者数は3人、令和4年度は2人となっています。

引き続き国の基本指針を踏まえた目標を設定し、関係機関と連携を図り目標達成に向けて取り組んでいきます。

項目		令和3年度実績	令和8年度末目標
一般就労への 移行者数	全体	3人	5人
	就労移行支援事業	3人	5人
	就労継続支援A型	0人	1人
	就労継続支援B型	0人	1人
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の割合		-	50%
就労定着支援事業利用者数		3人	5人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合		-	25%

5 相談支援体制の充実・強化等

【 国の指針 】

- 令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【 市の目標 】

基幹相談支援センターの設置は市単独では困難なことから、引き続き自立支援協議会を通して、圏域における体制整備を図ります。

障がい者（児）の介護者の急病などの緊急事態でも対応できる基幹相談支援センターの設置や、地域の実情に応じたサービス基盤の開発・改善等の取組について協議の場を設けます。

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標	
基幹相談支援センターの設置	未設置	圏域で設置	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の設定	0件	1件	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の設定	0件	1件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	1回	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	1回	
主任相談支援専門員の配置数	0人	1人	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	1回	1回
	参加者数	18人	18人
専門部会の設置	部会数	5部会	5部会
	実施回数	1回	1回

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【 国の指針 】

- 令和8年度末までに、各市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

【 市の目標 】

県等が実施する研修や情報共有の場に職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

項 目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査の結果を事業所・関係自治体等と共有する回数	0回	年1回

Ⅲ 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

障がい福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の3種類で構成される「指定障がい福祉サービス(全国同一内容のサービス)」と、福祉サービスを利用する障がい者に対して利用計画の作成やモニタリング等を行う「相談支援」から構成されます。

障がい者が住み慣れた地域で必要な支援が受けられるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制を確保するため、これまでのサービス利用実績やアンケート、サービス事業所の事業計画などを参考に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の見込量とそれを確保するための方策を定めます。

1 訪問系サービス

サービス	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、家事など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、常時介護が必要な障がい者に身辺介護や外出時の移動支援等の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難である方に、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者に、行動する際に必要な介助や外出時の移動等の補助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する方の中で、特に介護の必要度が高い方に対して、さまざまなサービスを包括的に行います。

(1) 必要な見込量(1月あたり)

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	19	22	23	24	25	26
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	1	1	1	1	1	1
行動援護	人	1	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0

(2) 見込量を確保するための方策

- 障がい者が住み慣れた地域で生活するために、必要とする適切なサービスが提供できるよう、サービス提供事業所と計画相談支援事業所との連携を強化します。
- 必要とする方にサービスが行き渡るよう、市報や市ホームページでサービスの周知に努めます。
- サービスの提供体制を充実させるとともに、サービスの質の向上が図られるようサービス提供事業所に働きかけます。

2 日中活動系サービス

サービス	内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、施設等で入浴、排せつ、食事の介護のほか創作的活動や生産的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活・社会生活を営めるよう、身体機能に関する訓練を行います。(有期限での利用)
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活を営むために必要な生活能力向上などの訓練や、その他必要な支援を行います。(有期限での利用)
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、生産活動などを通じ知識や能力を養成することで、適性に合った就労ができるよう、また職場への定着ができるよう必要な支援を行います。(有期限での利用)
就労継続支援 (A型)	一般雇用が困難な障がい者を雇用し、生産活動などを通じて知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。
就労継続支援 (B型)	一般雇用が困難な障がい者に、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、相談等を通じて就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。(有期限での利用)
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関などの施設で機能訓練や医療・療養上の管理や看護を提供します。
福祉型 短期入所	在宅で介護を行う方が病気などの理由で介護を行うことができない場合に、短期間障がい者支援施設等へ入所させ、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
医療型 短期入所	在宅で介護を行う方が病気などの理由で介護を行うことができない場合に、短期間医療機関等に入所させ、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

(1) 必要な見込量（1月あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	66	64	65	66	67	68
	人日	1,254	1,222	1,240	1,260	1,280	1,300
上記のうち、重度障がい者の利用	人	0	1	1	1	1	1
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	0	0	0	1
	人日	10	0	0	0	0	10
自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	19	19	19	19	19	19
就労選択支援	人	-	-	-	0	0	1
	人日	-	-	-	0	0	10
就労移行支援	人	3	4	5	5	5	5
	人日	62	77	80	80	80	80
就労継続支援 (A型)	人	24	22	23	24	25	26
	人日	489	457	460	480	500	520
就労継続支援 (B型)	人	56	60	62	64	66	68
	人日	1,028	1,032	1,050	1,090	1,130	1,160
就労定着支援	人	5	3	5	5	5	5
療養介護	人日	8	8	8	8	8	8
福祉型 短期入所	人	5	3	5	5	5	5
	人日	24	10	11	10	10	10
医療型 短期入所	人	3	0	1	1	1	1
	人日	3	0	2	2	2	2

※単位「人日」：月間の利用人数×1人あたりの平均利用日数

※単位「人」：実利用者

(2) 見込量を確保するための方策

- 日中活動系サービスは、障がい者が自立した生活をおくるために必要なサービスのひとつであるため、障がい者のニーズに合った日中活動の場の確保に努めます。
- 短期入所サービスなど、市内では提供できる事業所がないサービスのニーズを注視しながら、今後も事業所の確保に努めます。

3 居住系サービス

サービス	内 容
共同生活援助	障がい者が共同生活を営む場を提供し、相談、入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上必要な支援を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において入浴・排せつ・食事等の日常生活上必要な支援を行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障がい者に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合、随時の対応を行います。

(1) 必要な見込量（1月あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	人	19	22	24	26	28	30
上記のうち、精神障がい者の利用	人	7	6	7	8	9	10
施設入所支援	人	43	40	40	39	39	38
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

(2) 見込量を確保するための方策

- 地域移行における居住の場として、また介護する家族等の高齢化や親なき後を見据え、今後ますます必要となる共同生活援助（グループホーム）事業者の新規開設を促し、計画的な整備による必要量の確保に努めます。また、地域においては、障がい者がグループホームで生活することに対する市民の理解を深める普及啓発を図ります。
- 地域生活移行後も、地域移行支援、地域定着支援の利用、村山いきいきネットワーク推進事業、サロン事業の活用等により、地域に溶け込んでいける環境づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携強化を図りながら、障がい者が安心して生活できる地域づくりを目指します。

4 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者に対しアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡・調整・モニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	単身などの理由から家族による支援を受けられない障がい者に対して、緊急時の連絡・相談等の支援を行います。

(1) 必要な見込量（1月あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	35	36	38	40	42	44
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

(2) 見込量を確保するための方策

- 計画相談支援については、サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるよう、自立支援協議会や相談支援事業所等と連携を図り、相談支援の充実に努めます。
- 事業者に対して、特定相談支援事業所数を増やすよう、開設について働きかけを行います。
- 地域移行支援・地域定着支援については、障がい者支援施設や精神科病院などと連携を図り、障がいの特性に応じた専門的な相談支援が実施できる体制を整えるよう努めます。

IV 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、その地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいとされていますので、村山市の特性や利用者の状況に応じた必要見込量を算定します。また、その確保のための方策を定めます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業

① 必要な見込量

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	有	有	有	有	有

② 見込量を確保するための方策

- 市報等を通じて継続的な啓発活動を行い、共生社会に対する市民意識の向上を図っていきます。
- 小中学校における福祉学習により、障がいに対する正しい知識を身に付け、障がいの有無に関わらず互いを尊重し合える福祉の心を育むことを目指します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援する事業

① 必要な見込量（1月あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	有	有	有	有

② 見込量を確保するための方策

- 活動場所の提供などを支援しながら事業団体の主体性の醸成を図り、障がい者等の活動とおした生きがいをづくりを促進します。

(3) 相談支援事業

サービス	内容
障害者相談支援事業	福祉に関する問題や障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や支援等を行う事業
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う事業
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居を希望する障がい者に保証人がいない場合などに、入居に必要な支援や家主等への相談、助言を行う事業

① 必要な見込量

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無	圏域設置	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量を確保するための方策

- 各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と情報共有することで連携を図りながら相談に対応します。
- 精神障がい者の相談については、委託している相談支援事業所で専門職員が対応し、充実した相談支援体制を継続していきます。
- 単独での基幹相談支援センターの設置は困難であるため、北村山地域自立支援協議会を通じた圏域での設置を検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用する障がい者に、成年後見制度の利用に必要な費用のすべてまたは一部を補助する事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	0	0	1	1	1

② 見込量を確保するための方策

- 現在、利用者実績がほとんどないため、社会福祉協議会と連携を図り事業の周知とニーズの把握に努めていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	利用者数	0	0	0	0	0	0

② 見込量を確保するための方策

- 社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度における貢献等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

サービス	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳や要約筆記を派遣する事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業	利用者数	24	17	11	15	15	15
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0

② 見込量を確保するための方策

- 聴覚障がい者に対し、手話通訳者の派遣を継続していきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等とのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成する研修を行う事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	0	0	0	0	1

② 見込量を確保するための方策

- 視覚障がい者の活動支援のため、関係団体が実施する事業を支援し、人材確保に努めます。

(8) 日常生活用具給付等事業

サービス	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与する事業

①必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	1	3	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	6	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	8	5	2	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	5	4	4	4	4
排せつ管理支援用具	件	364	321	274	300	300	300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	2	0	1	1	1

② 見込量を確保するための方策

- サービス内容の周知を図り、障がいの特性に応じた適切な給付等を行います。
- 支給対象品目、対応年数、給付基準額等について定期的に見直しを行います。

(9) 移動支援事業

サービス	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、地域で自立した生活や社会参加を促すために外出の際の支援を行う事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	利用者数	1	1	1	2	2	2
	延べ利用時間	100	2	8	20	20	20
車両輸送型	利用者数	9	10	9	10	10	10
	延べ利用者数	1,927	2,283	1,434	1,600	1,600	1,600

② 見込量を確保するための方策

- 車両輸送型については、通学する際の送迎支援はニーズが高く、今後も周知を図りながら提供体制の確保に努めます。
- 個別支援型は利用実績が少ないため、周知を継続していきます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

サービス	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者が通い、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	6	6	5	6	6	6

② 見込量を確保するための方策

- センター事業の周知を図り、利用の促進を図ります。
- 障がいの特性に応じて、利用者の希望に合った支援が受けられるよう、関係機関との連携と情報共有に努めます。

2 任意事業

(1) 実施事業

サービス	内容
訪問入浴サービス事業	居宅訪問型入浴サービスを提供し、障がい者の清潔保持と心身機能の維持等を図る事業
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図る事業
障がい者自立支援訓練事業	身体障がい者に食事、入浴、掃除、買い物等の介護サービスを提供することで、地域生活を支援する事業
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する事業

① 必要な見込量（1年あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	0	1	1	2	2	2
日中一時支援事業	利用者数	3	3	4	5	5	5
障がい者自立支援訓練事業	利用者数	1	1	1	2	2	2
自動車運転免許取得・改造助成	利用者数	0	0	0	1	1	1

② 見込量を確保するための方策

- 相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、介護者の負担軽減を図ります。
- 利用実績に関わらず、必要な方がいつでも利用できるよう、事業の継続に努めます。
- 市報や市ホームページ、事業所等をとおり、事業の周知に努めます。

第4章 第3期障がい児福祉計画

I 基本方針

令和2年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、第3期障がい児福祉計画を策定します。

国が示す第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本方針の見直しポイントにおいて、障がい児に係る事項は以下のとおりです。

■国が示す「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の主な改正内容

【障がい児福祉関連】※その他の改正内容は63頁参照

1 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村における重層的な障害児支援体制の整備 ● 地域におけるインクルージョンの推進 ● 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ● 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
2 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ● 市町村におけるペアレントトレーニングなどのプログラム実施者養成の推進 ● 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

II 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく本計画の数値目標について、国の「第3期障害児福祉計画」の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

1 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を整備することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保することを基本とする。（困難な場合には、圏域確保可）
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【市の目標】

(1) 児童発達支援センターの設置

本市では、自立支援協議会等を通じて圏域での設置を目指していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり協議が進まなかったため、関係機関と連携し、看護師の配置や地域の中核的な療育支援施設としての設置を検討していきます。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制整備

自立支援協議会や児童発達支援事業所等と連携し、重層的な支援体制の整備を行い、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進します。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

本市では、既に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は確保されています。児童発達支援事業所を確保することができるよう、市内事業所等と可能性を検討していきます。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置

本市では、山形県が設置する「村山地域医療的ケア児支援連絡会」を協議の場として、医療的ケア児の適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図っていきます。

(5) 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

関係事業所に対し養成講座の受講を呼びかけ、医療的ケア児が必要とする医療・福祉・教育等の関係機関とのつなぎ役となるコーディネーターを配置し、包括的な支援を目指していきます。

項目		令和4年度末実績	令和8年度末目標
児童発達支援センターの設置		無	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制整備		有	有
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	無	1か所
	放課後等デイサービス	1か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置		有	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置		1人	2人

Ⅲ 障がい児支援の見込量と確保方策

障がいのある方もない方も、障がいに対する理解を高め、互いを尊重することを推進し、障がい児とその保護者が必要とする支援が受けられる提供体制を確保していきます。

1 障がい児通所支援等

(1) 障がい児通所支援等の内容

サービス	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児が放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進など行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児やスタッフに対し集団生活への適応のための支援等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がい児に対する児童発達支援に加え治療の提供を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅訪問による児童発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児支援のコーディネーター配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。

(2) 必要な見込量（1月あたり）

令和5年度は12月末現在

サービス	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	19	15	16	16	17	17
	人日	91	110	115	115	120	120
放課後等デイサービス	人	30	34	35	35	36	36
	人日	509	487	490	490	500	500
保育所等訪問支援	人	1	1	2	2	3	3
	人日	1	1	2	2	3	3
医療型児童発達支援	人	0	0	-	-	-	-
	人日	0	0	-	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1	1	1	1
	人日	7	6	6	6	6	6
障がい児相談支援	人	7	8	10	10	12	12
医療的ケア児支援のコーディネーター配置	人	1	1	1	2	2	2

(3) 見込量を確保するための方策

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは微増の傾向となっておりますが、人口の減少や少子化を踏まえた割合からすると増加傾向にあるといえる状況です。市内及び近隣の事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援については実施事業所がないため、近隣事業所も含めた利用体制の整備に努めていきます。
- 保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援などのサービスについても、市報や市ホームページ等を通じて周知を図ります。
- 「障害者差別解消法」の改正による合理的配慮の提供の義務化や、インクルージョンの推進の観点から、事業者や保育所、学校などの連携体制の強化を図ります。

2 発達障がい児等に対する支援

発達障がい及び発達障がい児の早期発見と早期支援は、発達障がい児等及びその家族等への支援が重要です。そのため、保護者等が子どもの発達障がいを理解し、必要な知識等を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等による発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 発達障がい児等に対する支援の内容

サービス	内容
発達障がい児等に対する支援	発達障がい児等の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児等の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

(2) 必要な見込量（年間）

令和5年度は12月末現在

項目	単位	第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人	15	10	13	13	15	15
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数	人	1	1	1	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	1

(3) 見込量を確保するための方策

- 保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの各関係機関による協議の場を活用し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制の構築に向けた検討を行います。
- 保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけるペアレントトレーニング等を実施し、適切な対応をするための支援体制を構築します。保護者だけでなく、児童に関わる保育園等施設職員や学校教職員などにも参加促進を図ります。

第5章 計画の推進体制

I 障がい福祉サービス等の円滑な提供

1 制度の普及啓発と市民の理解の促進

目まぐるしい障がい福祉施策の制度改正により、利用者が内容を把握しきれていない状況にあります。今後、利用者の意思で必要なサービスを選択し利用していくためには、制度や新規サービス内容の理解を深める必要があります。そのため、市報や市ホームページ、各種パンフレットなどさまざまな広報媒体を活用し、制度周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供に努めます。

2 関係機関との連携と障がい福祉サービス等見込量の確保

地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、北村山自立支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立って相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、国・県・近隣市町と連携することにより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質と量の確保に努めます。

3 社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保

障がい福祉サービス等の充実を図るため、財源確保の方策、事務事業の創意工夫に努めながら、国・県に対し、各種助成システムの充実等、財政支援について要望し、計画の推進を図ります。

II 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について点検を行い、必要に応じて見直しについて検討します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

資料編

1 村山市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 村山市障がい者福祉プランの策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、村山市障がい者福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・保健・福祉関係者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは、会議に関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

2 村山市障がい者福祉プラン策定委員会名簿

氏名	所属	備考
半田 和広	村山市医師会	委員長
板垣 征司	村山市身体障害者福祉協会	副委員長
平 真理子	村山市民生委員児童委員協議会	
高橋香緒里	村山市障害支援区分判定審査会	
藤田 浩司	村山市手をつなぐ育成会	
三原 美幸	山形おめめどうサークル	
高橋 史倫	障がい福祉サービス事業所	
安藤 善宏	村山市社会福祉協議会	
仲嶋英里子	障がい児福祉サービス事業所	

3 事務局

氏名	所属	備考
佐藤 真一	福祉課 課長（兼）福祉事務所長	
小松 学	福祉課 課長補佐	
秋久保洋紀	福祉課 生活福祉主査	
藤橋 真紀	福祉課 生活福祉主査（兼）係長	
松山 泰大	福祉課 主任	
縄 裕也	福祉課 主事	
井澤 真人	子育て支援課 主事	

村山市障がい者福祉プラン（第5次）

障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 村山市（福祉課・子育て支援課）

〒995-8666

山形県村山市中央一丁目3番6号

電話：0237(55)2111(代表)

F A X：0237(55)7577

E-Mail：fukushi@city.murayama.lg.jp

kosodate@city.murayama.lg.jp

U R L：https://www.city.murayama.lg.jp/
